

第5節 公共土木施設

第1項 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進

被災直後の状況

県全域の道路において路面亀裂や段差陥没等が発生し、沿岸地域では、さらに津波で堆積しがれき等により、県管理道路のうち110路線274箇所で開催規制となりました。

橋梁については地震による落橋はありませんでしたが、津波や橋桁への船舶等の衝突により8橋が落橋しました。

このため、陸路からの物資輸送、人命救助等ができない状況となりました。

震災により、仙台塩釜港、石巻港では、防波堤、航路、岸壁、臨港道路などの主要な港湾施設が被災し、港湾背後に立地する臨海部産業にも甚大な被害が発生しました。これにより、原材料や燃料のサプライチェーンが寸断され、東北や宮城のエネルギー供給をはじめ、自動車、紙パルプ、飼肥料などの県内主要産業の生産活動が停滞しただけでなく、コンテナを基幹とした海外との貿易も停止し、宮城のみならず東北全体の産業・経済活動に大きな影響を与えました。

地方港湾においても、防波堤や物揚場が大きく被災したほか、地盤も沈下し、地域の主産業である水産業などに大きな影響を与えました。

海岸から1kmほどしか離れていない仙台空港には、津波により、大量の海水が流れ込み、滑走路のほとんどが冠水し、土砂やがれき、自動車等が敷地内に散乱し、非常用発電設備が水没するなど、甚大な被害が発生しました。幸い、津波に襲われた時間帯の民間航空機の駐機はなく、航空機自体の被災は免れました。ターミナルビルは、床上約3m(中2階部分)まで浸水しましたが、旅客、周辺住民及び周辺事業所職員など最大1,695名が避難し、避難所として使用されました。

仙台空港アクセス鉄道は、空港敷地の地下トンネルが冠水し、空港駅1階にあった運輸管理所等が浸水し、全機能が使用不能となりました。



写真：震災後の港湾施設(仙台市)

主な課題

津波浸水区域における道路は、津波により災害廃棄物が堆積するなど、通行不能となっていたため、被災地域への救急救命活動や救援物資輸送等のために道路を確保することが急務であり、啓開作業や仮設道路等による応急復旧をする必要がありました。特に、半島部等における集落の孤立解消を急ぐ必要がありました。



写真：震災後の道路(白石市)

緊急物資の受け入れ及びガス・石油製品などの燃料供給の安定化を図り、また、県内の産業・経済活動を早期に再開させるため、仙台塩釜港及び石巻港の航路啓開や主要岸壁の緊急的な復旧が求められました。

さらには、震災を教訓に、宮城のみならず東北の国際物流拠点として、大規模地震や津波に対する高い安全性を確保することが喫緊に求められました。



写真：震災後の仙台塩釜港高砂コンテナターミナル(仙台市)

仙台空港については、救急・救命の活動拠点としての、緊急物資や人員等輸送の受入機能の早期確保を図るための応急復旧の必要がありました。



写真：仙台空港に押し寄せる津波(名取市)

復旧期における取組

緊急輸送道路の通行規制を早期に解除するとともに、空港や港湾などの広域交通拠点へのアクセス道路の復旧を行いました。

また、津波被害の影響を受けることなく通行が可能であった沿岸部の高速道路については、防災道路としての位置づけをより明確にし、整備を促進するとともに、地域連携を強化する地域高規格道路整備や離島振興など、県土の復興につながる事業に着手しました。

さらに、三陸縦貫自動車道や仙台東部道路等の高盛土構造が、津波浸水被害の防災・減災に有効であったことから、沿岸部においては、まちづくり計画と併せて、幹線道路のうち可能な区間において、高盛土構造にするなど、防災・減災機能を備えた防災道路について検討し、事業着手を推進しました。

橋梁については、これまでの橋梁耐震化施策が有効であったことから、引き続き橋梁耐震化を推進しました。

港湾においては、主要港である仙台塩釜港及び石巻港の港湾施設の災害復旧の進捗状況や物流機能の回復状況のPR活動を重点的に展開し、基幹航路の再開や取扱貨物量の早期回復に取り組みました。

また、既存の海岸保全施設の復旧と並行して、防潮堤などの新たな津波対策施設の整備にも着手し、安全な港湾の形成に向けた取組を実施しました。

平成22年度から着手した仙台塩釜港・石巻港・松島港の三港統合一体化では、宮城のみならず東北の産業の競争力を高め、産業・経済、雇用、暮らしを守り発展させることを理念に掲げ、さらには震災を契機に「復興のシンボル」として、実現に向けた取組を加速させました。

仙台空港においては、国と連携して、早急に民間旅客機の航行が可能となるよう、早期復旧を推進するとともに、仙台空港を更に活性化させるため、国の空港経営改革の動きにあわせて、仙台空港民営化に向けた検討等を行いました。

また、旅客ターミナルビル等が果たしている地域防災拠点としての機能充実も検討するとともに、重要な交通インフラである仙台空港アクセス鉄道については、早期に運行が再開され、将来に向かって安定的に運行できるよう支援を行いました。

① 高規格幹線道路等の整備

〈復旧期における取組のポイント〉

- 復旧・復興事業を加速化を進めるための高規格幹線道路等の早期整備

平成23年度

三陸縦貫自動車道については、東日本大震災において“命の道”として重要な役割を果たしたことから、復興のリーディングプロジェクトとして加速的に整備が推進されることになりました。これにより未事業化区間であった歌津～本吉、気仙沼～唐桑南及び唐桑北～県境についても新規事業着手がなされ、県内126km全区間において事業化され、今後10年程度での全線開通の方針が示されました。

復興支援道路に位置づけられた地域高規格道路であるみやぎ県北高速幹線道路については、Ⅱ期区間「登米市迫町佐沼～登米市中田町宝江」が新規事業化され、平成7年度から整備を進めてきたⅠ期区間「築館加倉～国道398号北方バイパス」において、平成23年11月24日に供用を開始しました。

■ 図：三陸縦貫自動車道整備計画



路線名	計画延長	供用中	事業中	うち H23補正新規
三陸沿岸道路	359km	152km	207km	148km
うち宮城県	126km	74km	52km	23km
三陸沿岸道路4車化	66km	11km	41km	34km

平成24年度

引き続き、三陸縦貫自動車道の整備を進め、国土交通省が事業主体である(仮称)多賀城IC新設と併せた仙塩道路(仙台港北IC～利府中IC)の4車線化工事や登米志津川道路の(仮称)志津川トンネル工事などに着手しました。特に、歌津本吉道路(歌津～本吉)においては、地域一体となって事業を進め、新規事業化から1年以内の着手(即年着工)にこぎつけ、復興道路・復興支援道路の新規事業化区間(福島、宮城、岩手、青森の全18区間224km)で、初めての工事着手となりました。



写真：志津川トンネル貫通式(南三陸町)



写真：三陸沿岸道路(歌津～本吉)着工式(南三陸町)

宮城県道路公社が整備を進める仙台松島道路については、利府中IC～松島海岸IC間において、7月12日に4車線供用が開始されました。

みやぎ県北高速幹線道路については、Ⅱ期区間「登米市中田町～迫町」の調査・設計を進め、復興支援道路の整備促進に向け、着実に前進しました。

国土交通省及び東日本高速道路株式会社が整備を進める仙台北部道路については、富谷JCT～国道4号間の早期供用に向け、整備が促進されました。

平成25年度

引き続き整備を進めた三陸縦貫自動車道については、4車線化区間52.6kmと「登米志津川道路」11.1km区間について平成27年度までに供用予定と公表され、確実に整備が促進されました。

このうち、仙台松島道路(松島海岸IC～松島北IC)については、平成26年3月25日に4車線供用が開始され、残る区間(松島北IC～鳴瀬奥松島IC)についても平成26年度供用に向けて、整備が進められました。



写真：三陸沿岸道路「仙台松島道路」4車線化(利府町)

みやぎ県北高速幹線道路については、Ⅱ期区間で調査・設計を推進するとともに用地買収にも着手しました。また、Ⅲ期区間(登米市迫町北方～登米市迫町佐沼)及びⅣ期区間(栗原市志波姫南堀口～栗原市築館荻沢)についても、平成25年度から事業着手し、調査・設計を推進しました。

仙台北部道路については、12月22日に富谷JCT～国道4号間が供用され、これにより全線供用となりました。



写真：みやぎ県北高速幹線道路(栗原市・登米市)

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 高規格幹線道路網の充実強化
- 地域高規格道路の整備推進による地域連携の強化

② 国道、県道の整備及び市町村道整備の支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 地域の復興・発展を支える基幹道路等の早期整備
- 市町の復興まちづくりとの連携した災害に強い道路整備の推進

平成23年度

震災により被災した公共土木施設(道路・橋梁等)の災害査定を震災後2ヶ月以内に開始し、年内に査定を完了することができました。道路災害復旧費は、県管理道路1,437箇所、約515億円、橋梁災害復旧費は、県管理道路で842億円(平成23年度末集計)に達しました。

道路の流失や落橋など大規模な被害があった箇所は、仮設道路や仮橋(新北上大橋、定川大橋等)などの応急工事により、通行を確保するとともに、内陸部では、事業調整が必要な箇所を除きほとんどの箇所です工事発注手続きを行いました。また、甚大な被害を受けた沿岸部では、調査・設計に着手しました。

今回の災害による県管理道路の通行規制箇所は110路線274箇所になりました。ピーク時には、全面通行規制92箇所を含む166箇所です交通規制されましたが、平成23年度末で全面通行規制が6箇所、片側交互通行規制が26箇所まで減少しました。

災害に強い幹線道路ネットワークの整備を推進するため、国道108号、国道113号、国道347号及び国道398号等の主要幹線道路の整備を推進しました。

沿岸部においては、大震災時の津波により離島や半島部に通じる国県道が壊滅的な被害を受け、集落が孤立したことを踏まえ、今後災害時においても孤立しないよう、大島架橋事業に新規着手するとともに、リダンダンシーの確保のため(主)石巻鮎川線などの道路改良を推進したほか、関係する市町のまちづくりに重要な位置づけとなる多重防御による防災・減災機能を有する高盛土道路については、事業採択に向けて国と調整を図りました。

また、安全な道路利用が図られるよう交通安全施設等の整備や災害防除対策を着実に進めました。

平成24年度

被災した道路・橋梁等の災害復旧事業については、沿岸部では復興まちづくり計画との調整に時間を要しているため、着手率が約40%にとどまりましたが、内陸部ではほとんどの箇所です事業着手に至りました。

なお、通行規制箇所(平成24年度末現在)は、(一)牡鹿半島公園線と(一)東和登米線の2箇所のみとなりました。

復興交付金の道路事業については、関連する防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の「復興まちづくり」と調整を図り、(主)相馬亘理線をはじめ15路線34箇所です調査設計に着手しました。

隣接県や県内各圏域の連携強化のための県際・郡界道路の整備では、(国)113号館矢間バイパス(5月31日)が供用、(主)岩沼蔵王線大師・姥ヶ懐工区です事業着手、(主)古川松山線志田橋上部工に着手したほか(国)347号宇津野工区・柳瀬工区においては、通年通行に向けて事業推進を図りました。

離半島部の孤立解消に向けた道路整備では、大島架橋において、平成30年度の完成に向け、平成24年7月に「大島架橋設計検討委員会」を開催し、橋梁の設計を進めたほか、取付道路の工事着手に向けて用地取得を進めました。また、(主)石巻鮎川線風越工区や(主)女川牡鹿線高白工区において、事業に着手しました。

交通安全施設等整備事業では、(主)塩釜亘理線下野郷工区など3路線3箇所において歩道整備が完了しました。また、災害防除事業では、(国)398号戸倉工区です法面工事が完了しました。

平成25年度

災害復旧事業では、内陸部の全646箇所のうち、橋梁2箇所を除いて完了しました。沿岸部の完了は約60%に留まりましたが、95%において着手済みとなりました。

通行規制箇所(平成25年度末現在)は、(一)牡鹿半島公園線の1箇所となりました。

復興交付金の道路事業については、(主)気仙沼唐桑線東舞根や(主)塩釜亘理線早股、寺島等6箇所において、工事着手しました。

県際・郡界道路などの整備では、(主)仙台三本木線混内山工区が7月5日、(一)大衡仙台線小野工区が7月31日、そして(主)涌谷津山線下屋浦工区が3月29日に供用開始しました。また、(国)398号(石巻バイパスⅡ期)については、地盤改良や橋梁工事を推進したほか、(国)113号(蔵本工区)において事業に着手し、調査設計を進めました。(国)347号宇津野工区・柳瀬工区においては、通年通行に向けて道路改良工事を進めるとともに、災害防除工事及び雪崩対策工事に着手しました。

離半島部の孤立解消に向けた道路整備では、9月に大島架橋の橋梁本体工事に着手したほか、(仮)二ノ浜1号トンネルや(仮)二ノ浜2号トンネルなどの整備を推進しました。

牡鹿半島部の(主)石巻鮎川線風越Ⅱ地区の工事や(一)石巻雄勝線雄勝峠地区の用地取得を進めました。

交通安全施設等整備事業では、(国)398号宮前工区など3箇所において歩道整備が完了しました。さらに、安全で円滑な交通を確保するため、通常の舗装補修に加えて、復興車両などの増加に伴う路面損傷箇所の補修についても実施しました。

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 災害に強い幹線道路ネットワークの整備促進
- 新しいまちづくりに合わせた防災・減災機能を持った道路整備の検討

③ 橋梁等の耐震化・長寿命化対策

〈復旧期における取組のポイント〉

● 主要幹線道路における橋梁の耐震化の推進

平成23年度

兵庫県南部地震による道路橋の甚大な被害の経験を踏まえ、今後の宮城県沖地震に備えるため、緊急輸送道路上の橋梁79橋について耐震化を実施し、平成24年度までに完了しました。

さらに、緊急輸送道路以外にある橋梁についても、引き続き耐震化を実施することとし、平成23年度に重要な路線上の橋梁75橋を対象とした「新耐震計画」を策定し耐震化を進めました。

また、橋長15m以上の橋梁については、平成17年度から平成20年度まで実施した点検に基づき、平成22年3月に長寿命化計画を策定し、平成24年度までに、健全度区分Ⅲ（早期に修繕が必要）の橋梁（32橋）について修繕を実施しました。

なお、耐震化工事等を行う橋梁（角田橋等）については、長寿命化対策を併せて実施しました。

平成24年度

平成23年度における取組を継続・実施しました。



写真：橋梁の打音点検



写真：リフト車による橋梁点検

平成25年度

津波による流出を免れた橋梁については、致命的な被害が見られず、耐震化の効果が確認されたことから、現在、宮城県沖地震以前の基準で建設された橋梁（S55道路橋示方書）のうち、主要な幹線道路上の橋梁（第三者被害、交通量が多い等）61橋の耐震化に取り組んでおり、25橋（平成25年度末）に着手しました。

また、橋長15m以上の橋梁については、平成25年度までに41橋において長寿命化対策が完了しました。



写真：橋梁の洗浄作業

再生期に向けた課題と取組の方向性

● 橋梁などの道路関連施設の耐震化・長寿命化の着実な実施

● (主) 古沼佐沼線 江合橋(大崎市)



▲被災直後



▲復旧後

● 国道349号線(角田市)



▲被災直後



▲復旧後

● (一) 牡鹿半島公園線(女川町)



▲被災直後



▲復旧後

④ 仙台塩釜港、石巻港及び地方港湾の整備

〈復旧期における取組のポイント〉

- 港湾の機能回復と物流機能の確保 ● 港湾関連企業等の早期業務再開支援
- 仙台塩釜港・石巻港・松島港の三港一体化の推進 ● 港湾の津波に対する防災機能の強化(津波・高潮対策施設の整備)

平成23年度

緊急支援物資の受入や東北の生産活動再開のため、停止した港湾機能の早期回復を図るべく応急復旧や公共土木施設災害復旧事業に着手しました。その結果、平成23年4月には県内港湾の主要公共埠頭の供用を再開、荷役機械などが甚大な被災を受けた仙台港区の高砂コンテナターミナルも同年6月から供用再開し、内外貿コンテナ定期航路が順次再開されました。塩釜港区は、被災した仙台港区の燃料関連施設の代替機能として、県内の燃料不足の解消に大きな役割を果たしました。復旧の動きと合わせて、被災企業の産業競争力を高め、復興への歩みを加速するため、岸壁や防波堤、埠頭の拡張など港湾施設の整備による物流機能の拡充を進めるとともに、港湾の津波に対する防災機能を高めるため、防潮堤などの対策事業に着手しました。

一方、平成23年の港湾取扱貨物量は、前年に比べ大きく減少しました。港湾取扱貨物量のV字回復を目標に掲げ、停止した基幹航路や港湾利用の回復を図るため、関連企業に対し直接的に港湾の復旧状況を説明するなどPR活動を重点的に実施したほか、みやぎ45フィートコンテナ物流特区の認定を全国で初めて取得し、物流の効率化にも取り組みました。



写真:ガントリークレーンで荷役される45フィートコンテナ

そのほか、湾内においては、被災した「みやぎ産業交流センター(夢メッセみやぎ)」や中央公園などといった県民の交流拠点の復旧にも着手しました。

平成24年度

港湾の災害復旧着工を相次いで開催するなど、災害復旧が本格化し、主要臨港道路や荷捌地・野積場などの関連施設が順次復旧完了しました。平成24年5月には、仙台港区高砂コンテナターミナルのガントリークレーン3号機が復旧し(4基全機復旧)、併せて外貿コンテナ定期航路も震災前5航路に対し4航路まで再開されました。また、完成自動車の輸送拠点である仙台港区雷神埠頭の増深改良工事の完了など新たな港湾施設整備についても着実な進捗を図りました。これに伴い、港湾機能はほぼ従前と同等まで回復し、仙台港区では平成24年の取扱貨物量が3,594万tと震災前(3,332万t)を超え、コンテナ取扱量も17.3TEU(*)と震災前(21.6TEU)の約80%まで回復しました。

平成24年7月には、「みやぎ産業交流センター(夢メッセみやぎ)」の復旧工事を完了し、再オープンするとともに、10月には全国健康福祉祭「ねりんピック宮城・仙台2012」のイベント会場として大変な賑わいをみせました。

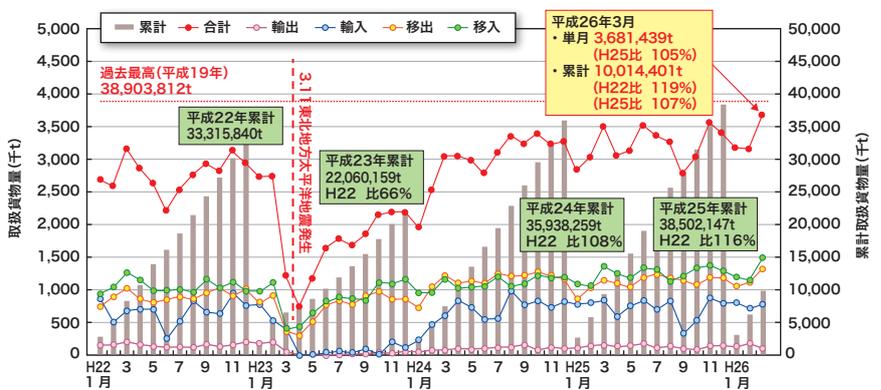
平成24年10月には、長年の悲願であった「仙台塩釜港、石巻港、松島港」の統一体化が実現、新たな国際拠点港湾「仙台塩釜港」が誕生し、復興・発展へ向けた強固な足場を築くことができました。

平成25年度

前年度に引き続き行った、岸壁や防波堤などの港湾施設の災害復旧工事が次々と完了し、防潮堤に近接しない主要な港湾施設については復旧を概ね完了させました。港湾機能はほぼ震災前と同等まで回復し、建築関連資材等の復興需要の高まりなどを背景に、平成25年の取扱貨物量は仙台塩釜港全体で4,493万tと前年(4,167万t)よりもさらに8%増加し、コンテナ取扱量も約20.4TEUと震災前の94%まで回復するなど、平成23年度に掲げたV字回復の目標を達成することができました。港湾整備においても、コンテナ貨物や自動車関連貨物などの増大、船舶の大型化に対応するための、新高松埠頭や高砂コンテナターミナルの拡張工事の進捗に加え、石巻港区の日和埠頭の増深改良工事完了など、港湾機能拡充を推進しました。津波や高波に対応した防潮堤の整備は、地元住民や港湾利用者の方々との合意形成を図りながら、一部の地区で整備工事に着手しました。

そのほか、被災し閉館していた「仙台国際ビジネスサポートセンター(アクセル)」の1・2階部分について、夢メッセみやぎとの一体化に向けた復旧事業・改修工事にも着手しました。

■ グラフ: 仙台港区 取扱貨物の月別推移(H22.1~H26.3)



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 臨港地区及び港湾背後地における津波防災・減災機能の強化
- 新しいまちづくりと連携した地方港湾の復旧

(*) コンテナ取扱量の単位。20フィートコンテナ1個を1TEUとし、40フィートコンテナ、45フィートコンテナはそれぞれ2TEU、2.25TEUとなる。

⑤ 仙台空港の復興

〈復旧期における取組のポイント〉

- 仙台空港の早期復旧 ● 仙台空港ビルや旅客ターミナルビルの復旧支援
- 官民一体となった国内外の航空ネットワークの再構築 ● 仙台空港アクセス鉄道の早期復旧、経営安定化

平成23年度

「仙台空港災害復旧事業」では、国土交通省の直轄事業として、事業費の15%を地方負担し、被災した仙台空港の滑走路、誘導路及び照明施設などの災害復旧工事を実施しました。「仙台空港整備事業」では、空港の運用に必要な空港施設を改修するとともに、救急救命活動などの拠点機能や緊急物資・人員などの輸送受入機能を確保するため、国土交通省の直轄事業として、事業費の3分の1を地方負担し、空港の耐震化等を推進しました。また、「仙台空港利用促進事業」として、仙台空港の路線の充実・拡大に向けたエアポートセールスを実施したほか、航空機を使った旅行需要を喚起するため「ソラ旅ガールズフェスタ」などの利用促進事業を行いました。

また、被災した仙台空港の空港機能の回復に向けて、滑走路や誘導路の復旧、照明施設や電源施設等の早期復旧を進め、4月13日から民間旅客機の運航が再開されました。

さらには、被災した仙台空港旅客ターミナルビルの早期復旧と機能充実を図るため、仙台空港ビル株式会社に対して災害復旧工事に必要な資金の無利子貸付を行い、9月23日に復旧が完了しました。

併せて、被災した仙台空港アクセス鉄道については、災害復旧費用を支援し、10月1日に全線で運行が再開されました。また、経営安定化を進めるため、県が鉄道施設の土地や橋脚、駅舎などの下部構造物を取得し、仙台空港鉄道会社株式会社が借受け運行を行う、いわゆる上下分離を年次前倒しで実施しました。



写真:運行再開された仙台空港アクセス鉄道(名取市)

平成24年度

前年度に引き続き、被災した仙台空港の空港機能の回復に向けて、国とともに、駐機場や誘導路の復旧、照明施設や電源施設等の早期復旧を推進するとともに、被災した国際貨物棟や保安用フェンス等の復旧や、緩衝緑地公園内のトイレや排水路等の復旧工事を実施しました。

さらには、仙台空港の路線充実・拡大に向けた、知事や副知事によるトップセールスを含めたエアポートセールスを実施し、震災前と同じ国内線8都市、国際線7都市の全路線で運航が再開されました。

また、航空機を使った旅行需要の喚起に向け、国内外の就航地先で仙台空港及び宮城・東北のPR活動を実施したほか、震災後、東アジアから仙台・宮城への訪問客数が震災前まで回復していない状況等を踏まえ、韓国、中国、及び台湾において、仙台空港への直行便周知とSNS(Social Networking Service)や各国のメディアを活用して宮城・東北の安全と旅行需要を喚起する情報発信を行いました。

そのほか、仙台空港の更なる活性化を図るため、国が進める空港経営改革の動きに合わせ、仙台空港の民間運営委託の実現に向けた検討と関係機関との調整を進めました。



写真:仙台空港の国内臨時便就航(名取市)

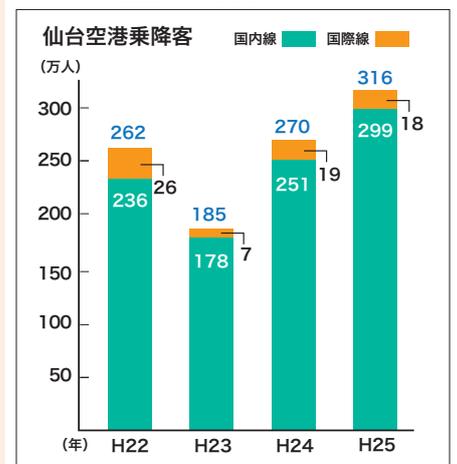
平成25年度

前年度に引き続き、被災した仙台空港の空港機能の回復に向けて、国とともに、既設調整池復旧や地盤改良、誘導路灯火改良、誘導路の耐震化などの工事を実施し、復旧工事が全て完了したほか、被災した国際貨物棟については、6月に新しい貨物棟が完成しました。

「仙台空港利用促進事業」では、エアポートセールスの成果として、平成25年度に国内線2社、国際線3社の新規就航もしくは運航再開がなされました。また、仙台空港の民営化に向け、協議を行い、地元の意見を制度設計に反映させるとともに、空港関連第三セクター株主や関係市・関係団体等との合意形成を図るなど早期実現に向けた条件整備を進めました。これらと並行して、仙台空港及び空港周辺地域の活性化に取り組む企業・団体等で構成する「仙台空港600万人・5万t実現サポーター会議」を立ち上げ、7月と11月に会合を開催し、民営化の最新動向や空港活性化事例等の講演などにより、空港活性化に向けた機運醸成と情報発信を行いました。

そのほか、仙台空港アクセス鉄道の利用者拡大を図るため、震災等緊急雇用対応事業を活用して、沿線住民や国内就航先等でのPR活動などの取組を支援しました。

■ グラフ:仙台空港乗降客数



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 仙台空港の防災拠点としての機能強化
- 仙台空港の民営化の推進

第5節 公共土木施設

第2項 海岸、河川などの県土保全

被災直後の状況

建設海岸のうち海岸保全施設のある63海岸において、地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の決壊等の被害が発生しました。

県の管理河川のうち、107河川278箇所地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の決壊、堆積土砂やガレキによる河道閉塞、河川防潮水門の損壊等の被害が発生しました。

沿岸部では、大津波が発生し、沿岸地域の河川に壊滅的な被害をもたらしました。

県内の17水門のうち、16水門で閉扉後に基大な被害を受け、操作不能になりました。

強い地震動により、県内各所において山腹やがけ地の崩落等が発生しました。

仙台市太白区緑ヶ丘地内の地すべり防止区域では長時間の震動により地すべりブロックが再滑動し、地すべり抑止杭により大規模活滑動は免れたものの、団地内に開口亀裂や段差などの被害が発生したほか、仙台市青葉区佐手山では、山腹斜面に地すべり性の崩壊が発生し、佐手川に流出して土砂ダムを形成しました。

また、石巻市鹿妻では、震動により斜面上の岩塊が落下して、がけ下のアパートが損壊し、隣接する市道が通行できなくなりました。

そのほか、県内各地で小規模ながけ崩れが多数発生しました。

主な課題

海岸堤防の全ての施設が被災したことにより、波浪や高潮による浸水リスクが高まるとともに、被災を受けなかった施設においても地震による広域的な地盤沈下により堤防の高さが不足したため、安全性が低下しました。

地震に伴う広域的な地盤沈下により、海抜0m以下の土地の面積は、震災前の3.4倍の56km²となり、洪水や高潮に対する安全性が著しく低下しました。

強い揺れによる地盤状況の変化等により、今後の降雨による土砂災害の危険性が高まりました。



写真:震災後の定川(東松島市)



写真:震災後の増田川堤防(名取市)

復旧期における取組

海岸においては、津波により海岸線が変化している箇所や地殻変動により大きく地盤沈下した沿岸部を高潮や波浪から防御するため、被災した海岸保全施設について、緊急的に応急復旧を行いました。本格復旧に当たっては、沿岸市町のまちづくりと連動しながら、堤防強化対策として、背後地の防潮林等の整備と併せて堤防幅を拡張するなど、震災の教訓に基づく新しい発想による海岸保全施設の構造形式を検討し、整備に着手しました。

河川においては、所用の流下断面を確保するため、河口や河道を埋そくしている震災に由来する災害廃棄物や土砂を除去するとともに、洪水等による二次災害を防止するため、決壊した河川堤防等の応急復旧を早急に完了させた上で、本格復旧に着手しました。

特に、地盤沈下等の影響により、洪水被害のリスクが高まった低平地を中心に、総合的な洪水防御対策を推進しました。

震災による被災箇所について、雨水進入防止等の応急対策を速やかに実施して被害の拡大を防ぐとともに、避難勧告警戒体制を構築しました。また、二次災害の危険性の高い箇所について、緊急調査を行い、応急対策や避難勧告等の発令等の対応をいち早くとれる体制を整備しました。



写真:震災後の砂押川堤防(多賀城市)



写真:震災後の大谷海岸(気仙沼市)



写真:震災後の志津川漁港(南三陸町)



写真:震災後の水尻川の防潮水門(南三陸町)



写真:震災後の砂防施設(石巻市)



写真:震災後の相ノ釜・納屋地区海岸(岩沼市)

① 海岸の整備

〈復旧期における取組のポイント〉

●海岸保全施設等の緊急復旧対策の実施 ●まちづくりと連携した、防災・減災機能の強化

平成23年度

被災した海岸保全施設等について、「公共土木施設災害復旧事業」により施設の復旧を進め、61の海岸で被災箇所の災害査定が完了したほか、26箇所で応急復旧を実施、完了しました。また、被災した海岸保全施設等の機能強化を図るため、施設の復旧と併せて堤防の嵩上げや新設を計画しました。

海岸保全区域及び海岸保全施設の適正な管理のため、県内一円の海岸清掃を行うとともに、人工リーフに設置された灯浮標の点検整備を実施しました。

さらには、震災による地盤沈下や浸食など、海浜状況を調査するとともに、整備した海岸の機能状況を確認するための定期調査を実施しました。

平成24年度

前年度に引き続き、被災した海岸保全施設等の復旧を「公共土木施設災害復旧事業」により行い、当年度は20箇所で大規模復旧に向けた工事に着手しました。また、4箇所で大規模復旧事業が完了しました。

さらには、海岸保全区域及び海岸保全施設の適正な管理のため、県管理海岸に漂着した震災廃棄物の処理やゴミ・流木処理などの海岸清掃を行うとともに、新たな計画の基礎資料を取りまとめました。



写真：海岸保全施設の復旧工事(利府町)

平成25年度

前年度に引き続き、被災した海岸保全施設等について、「公共土木施設災害復旧事業」により34箇所で大規模復旧に向けた工事に着手しました。

被災した海岸保全施設などの機能強化を図るため、施設復旧と併せて堤防の嵩上げや新設を行うとともに、津波情報等を提供する津波避難表示板の検討を行いました。

海岸保全区域及び海岸保全施設の適正な管理のため、海岸保全区域内の流木処理等、県内一円の海岸清掃を実施したほか、灯浮標の点検及び修繕を行い、機器の適正な状態を維持しました。

そのほか、浸食が繰り返される海岸の海浜の状況の調査のため、深淺測量を実施しました。

●白浜海岸(石巻市)



▲被災直後



▲復旧後

●安住海岸(女川町)



▲被災直後



▲復旧後

●折立海岸(石巻市)



▲被災直後



▲復旧後

再生期に向けた
課題と取組の方向性

●背後地における新しいまちづくりと合わせた防災・減災機能の強化

② 河川の整備

〈復旧期における取組のポイント〉

●被災した河川施設等の早急な応急復旧工事の実施

●震災により洪水被害リスクの増大に対する総合的な浸水対策の実施 ●市町の復興まちづくり計画との連携

平成23年度

震災により被災した河川施設等について、「公共土木施設災害復旧事業(河川)」により、107の河川で浸水域の河川災害査定が完了しました。応急復旧工事の実施箇所は70箇所でした。

震災による地盤沈下、集中豪雨の多発及び都市化の進展に伴う被害リスクの増大などに対しては、流域が一体となって、総合的な浸水対策を行いました。「河川総合開発事業(ダム)」では、震災の影響による地盤沈下などによって、洪水被害ポテンシャルが高まった低い土地などの洪水防御対策を図るため、建設中のダム事業の整備推進及び促進を図りました。

また、堤防除草や河道内の支障木伐採などによる適正な河川環境の確保に取り組みました。

さらに、市町のまちづくり計画と連携し、7河川について、防災機能を強化した総合的な浸水対策としての河川施設等の整備について社会資本再生・復興計画に位置づけ、事業に着手しました。

平成24年度

平成23年度は、沿岸部において応急工事70箇所を完成させ、平成24年度については、沿岸部で本格的な工事を6箇所ですべて着手することができました。内陸部についても「公共土木施設災害復旧事業」によって施設の復旧を行いました。

震災の影響による地盤沈下等の影響や集中豪雨の多発及び都市化の進展に伴う洪水被害のリスクが高まった低平地の治水安全度を早急に向上させるため、17河川の河川改修事業を実施するとともに、建設中のダムの整備促進、堤防除草や河道内の支障木伐採などによる適正な河川環境の確保に取り組みました。

また、市町のまちづくり計画と連携し、10河川について、防災機能を強化した総合的な浸水対策としての河川施設等の整備について事業に着手しました。

平成25年度

「公共土木施設災害復旧事業(河川)」では、必要箇所数107河川のうち、沿岸部の21箇所ですべて本格的な工事に着手しました。また、まちづくりと連携して、総合的な浸水対策を行い、16河川で改修を進めました。

震災の影響による地盤沈下等によって、洪水被害ポテンシャルが高まった低平地の治水安全度を早急に向上させるため、建設中のダム事業の整備推進や堤防除草や河道内の支障木伐採などによる適正な河川環境の確保に取り組みました。ダムについては、5月に弘川ダムが完成し6月に管理に移行したほか、長沼ダムは11月から試験湛水を開始しました。

河川堤防などの適正な機能と河川環境を確保するため、堤防除草や河道掘削、水門等の維持修繕を行いました。

また、市町のまちづくり計画と連携し、12河川について、防災機能を強化した総合的な浸水対策としての河川施設等の整備について事業に着手しました。

●迫川堤防(登米市)



▲被災直後



▲復旧後

●富士川堤防(石巻市)



▲被災直後



▲復旧後

●七北田川堤防(仙台市)



▲被災直後



▲復旧後

再生期に向けた
課題と取組の方向性

●新しいまちづくりと連携した総合的な浸水対策の実施による防災機能の強化

③ 土砂災害対策の推進

〈復旧期における取組のポイント〉

●被災箇所の応急復旧及び二次災害の防止対策の実施

●土砂災害危険箇所における基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定推進

平成23年度

震災により被災した箇所については、雨水進入防止等の応急対策を速やかに実施して被害の拡大を防ぐとともに、伸縮計などの計測機器を設置し、避難勧告警戒体制を構築しました。また、二次災害の発生リスクの高まった箇所の把握に努め、応急対策・避難勧告発令等の対応をいち早く行うため、5月までに、土砂災害危険箇所7,629箇所の緊急調査を実施するとともに、危険度が高い箇所は災害関連事業等の対策工事を実施するとともに、要経過観察箇所については基礎調査を実施するなどの継続的観察を行いました。

被災した砂防関係施設4箇所、地すべり防止施設1箇所、急傾斜地崩壊防止施設4箇所の応急復旧や被災箇所の二次災害防止の対策に取り組みました。

また、北上川圏域、名取川圏域、阿武隈川圏域の3圏域における既存施設の安全性等に係る調査を行うとともに、改築が必要な4施設について、設計に着手しました。

併せて、土砂災害の発生する危険性がある地区等における砂防雨量計の整備を進めるとともに、「宮城県砂防総合情報システム全体計画」の策定に着手しました。

さらには、県が管理する砂防関係施設のパトロール、支障木の伐採等の維持管理、被災箇所の修繕等を実施しました。

そのほか、土砂災害に係る防災対策を推進するため、地形、地質、降水等の状況や土地の利用状況等を調査したところ、土砂災害警戒区域等に指定されたのは、累計で793箇所となりました。

平成24年度

前年度に引き続き、被災した砂防関係施設4箇所、地すべり防止施設1箇所、急傾斜地崩壊防止施設4箇所の整備を実施し、砂防関係施設4箇所、急傾斜地崩壊防止施設4箇所の復旧を完了しました。

また、北上川圏域、名取川圏域、阿武隈川圏域の3圏域における既存施設の安全性等に係る調査を行うとともに、改築が必要な3施設について設計に着手し、2箇所について工事に着手しました。

土砂災害の発生する危険性がある地区等における住民へ防災意識の醸成を図りました。

さらには、土砂災害の発生する危険性がある地区等における砂防雨量計の整備を進めるとともに、「宮城県砂防総合情報システム全体計画」の策定に着手しました。

加えて、県が管理する砂防関係施設のパトロール、支障木の伐採等の維持管理、被災箇所の修繕等を実施しました。

そのほか、土砂災害に係る防災対策を推進するため、地形、地質、降水等の状況や土地の利用状況等を調査したところ、土砂災害警戒区域等に指定されたのは、累計で965箇所となりました。



写真：復旧作業が行われている緑ヶ丘団地(仙台市)

平成25年度

被災した砂防地すべり防止施設1箇所の復旧を完了しました。

また、北上川圏域、名取川圏域、阿武隈川圏域における既存施設の安全性等に係る調査を行うとともに、改築が必要な3施設について設計に着手し、2箇所について工事に着手しました。

加えて、土砂災害の発生する危険性がある地区等における住民へ防災意識の醸成を図ったほか、「宮城県砂防総合情報システム」構築に向けた基盤情報を整備しました。

さらには、県が管理する砂防関係施設のパトロール、支障木の伐採等の維持管理、被災箇所の修繕等を実施しました。

そのほか、土砂災害に係る防災対策を推進するため、地形、地質、降水等の状況や土地の利用状況等を調査したところ、土砂災害警戒区域等に指定されたのは、累計で1,180箇所となりました。

●黒崎沢砂防(大崎市)



▲被災直後



▲復旧後

再生期に向けた
課題と取組の方向性

- 県土全体の土砂災害防止対策の推進
- 県民の防災意識の醸成

第5節 公共土木施設

第3項 上下水道などのライフライン復旧

被災直後の状況

県が管理する沿岸部の流域下水道の3処理場(仙塩・県南・石巻東部の各浄化センター)は、津波により甚大な被害を受けました。内陸部にある流域下水道の4施設(鹿島台・大和・石越・石巻の各浄化センター)は、震度6強の地震により地盤の液状化等の被害が発生しました。

市町村が管理する下水道施設については、県内全域において処理場・ポンプ場・管渠施設が、地震及び津波により広範囲で甚大な被害を受けました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により大気中に拡散され土壌に蓄積された放射能が雨水とともに下水道に流入しました。

大崎広域水道事業管内では、送水管路を中心に95箇所、仙南・仙塩広域水道事業管内では、同様に55箇所被害が発生しました。被害箇所の半数以上は、地震動による管の抜け出しや継ぎ手の離脱でした。

仙台北部工業用水道事業管内では、送水管路を中心に10箇所、仙塩・仙台圏工業用水道事業管内では、空気弁を中心に123箇所被害が発生しました。

主な課題

下水道施設については、段階的に水質改善を図っていくため、個々の設備が復旧しても事業効果が目に見えてわかるものではなく、粘り強く継続的な取組が必要となりました。

また、処理場が完全復旧するまでの間は、処理場からの放流水質の調査を行うなど、周辺環境への影響に配慮しました。

放射能の影響により、汚泥処分先であるセメント工場や肥料化工場への搬入ができなくなり、下水汚泥処分に大きな影響が発生しました。

沿岸部の水道施設の復旧については、被災市町における高台への集団移転等の復興まちづくり計画との連携など、市町村に対する長期的な支援が必要となりました。

また、広域水道については、安全で安定的な用水供給のため、今後の地震動による緊急時における送水停止防止対策として、連絡管を整備する必要があります。

復旧期における取組

機能停止が長期間にわたり大きな支障となっている流域下水道の3処理場(仙塩・県南・石巻東部)の簡易処理機能を早急に復旧させるとともに、施設の本格復旧工事に着手しました。

供給の早期再開を最優先とした緊急工事を行いながら、正常に機能させるための本格復旧に着手するとともに、甚大な被害を受けた沿岸市町の水道施設の早期復旧を支援しました。



写真:水道の復旧(南三陸町)

●仙塩浄化センター(多賀城市)の被災状況



写真:倒壊したガスタンク

●県南浄化センター(岩沼市)の被災状況



写真:押し寄せる津波

●石巻東部浄化センター(石巻市)の被災状況



写真:押し寄せる津波



写真:冠水した水処理施設



写真:津波被害を受けた水処理施設



写真:がれきで埋め尽くされた最終沈殿池

① 下水道の整備

〈復旧期における取組のポイント〉

●被災した下水道処理施設の早期復旧

平成23年度

被災した下水道処理施設等について、「公共土木施設災害復旧事業」により、流域下水道7流域の190件の事業に着手するとともに、既存の流域下水道施設等について、清潔で良好な生活環境の確保と水質の保全を図るための適切な維持管理に努めました。

また、被害を受けた市町村整備推進事業で整備された浄化槽(8市町)の復旧のため、災害復旧費国庫補助金を有効に活用できるように、市町を支援しました。



写真：復旧した下水道処理場

平成24年度

被災した下水道処理施設等について、「公共土木施設災害復旧事業」により、阿武隈川下流流域下水道施設と北上川下流東部流域下水道施設を除く、5流域で復興工事が完了しました。また、流域下水道の流入量の増加や施設の老朽化に対応するため、迫川流域下水道施設と北上川下流東部流域下水道施設を除く、5流域で、処分場、ポンプ場、管渠の増設・改築・長寿命化工事を実施するとともに、既存の7つの流域下水道施設等について、清潔で良好な生活環境の確保と水質の保全を図るための適切な維持管理に努めました。

さらに、震災時における機能維持のため、流域下水道の処理場や管渠などの施設の耐震化を行うとともに、災害時を想定し、仙塩流域では、BCPを策定しました。

平成25年度

被災した下水道処理施設等について、「公共土木施設災害復旧事業」により、7流域全ての復旧事業が完了しました。また、流域下水道の流入量の増加や施設の老朽化に対応するため、北上川下流東部流域下水道施設を除く、6流域で、処分場、ポンプ場、管渠施設の長寿命化等の工事を実施するとともに、吉田川及び北上川下流流域において、処理場施設の増設工事を実施したほか、既存の7流域の流域下水道施設等について、清潔で良好な生活環境の確保と水質の保全を図るための適切な維持管理に努めました。

さらに、震災時における機能維持のため、流域下水道の処理場や管渠などの施設の耐震化を行いました。また、災害時を想定し、仙塩流域を除く6流域でBCPを策定するとともに、沿岸部流域(仙塩、阿武隈川下流、北上川下流、北上川下流東部)、鳴瀬川流域において事業計画の変更を行いました。

図：流域下水道復旧工程表

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
仙塩流域下水道 仙塩浄化センター (所在地:多賀城市) ※仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大和町の汚水を処理	簡易処理	暫定処理			通常処理								
							1・4系通常処理の開始						
						2・3系生物処理の開始					2・3系通常処理の開始		
阿武隈川下流流域下水道 県南浄化センター (所在地:岩沼市) ※仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亶理町の汚水を処理	簡易処理	暫定処理			通常処理								
							2・3系通常処理の開始						
					1/2系通常処理の開始		4系通常処理の開始						
北上川下流東部流域下水道 石巻浄化センター (所在地:石巻市) ※石巻市、女川町の汚水を処理	簡易処理			暫定処理	通常処理								
							1系通常処理の開始				3系通常処理の開始		
仙塩浄化センター 汚泥焼却施設 県南浄化センター 汚泥燃料化施設										焼却・燃料化の通常処理			

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 被災時においても迅速に復旧できる施設機能の強化推進
- エネルギー循環型の下水道システムの構築

第1節 環境・生活・衛生・廃棄物
第2節 保健・医療・福祉
第3節 経済・商工・観光・雇用
第4節 農業・林業・水産業
第5節 公共土木施設
第6節 教育
第7節 防災・安全・安心

② 上水道、工業用水道の整備

〈復旧期における取組のポイント〉

●被災した施設の早期本格復旧

平成23年度

広域水道及び工業用水道については、送水に直接的に影響のある被災箇所の応急復旧工事を5月までに全て完了しました。そして、応急仮復旧箇所の本格復旧工事は、24年3月までに全ての箇所では着手しました。

また、市町村が管理する水道施設28箇所について、復旧事業の技術的支援などを行いました。

平成24年度

前年度に引き続き、被災した広域水道及び工業用水道の施設について、「広域水道施設災害復旧事業」及び「工業用水道施設災害復旧事業」により復旧工事を行い、平成24年度中に広域水道施設150箇所、工業用水道施設133箇所、全ての復旧工事が完了しました。

また、市町村が管理する水道施設28箇所について、災害復旧事業の技術的支援を行ったほか、被災した沿岸部の11の水道事業体の災害査定の支援を行いました。査定の結果、約682億円の査定決定額となり、必要となる補助金が交付される見込みとなりました。

さらに、水道用水及び工業用水の安定的な供給を図るため、基幹土木施設（沈砂地、沈殿地・ろ過池、調整池等）の耐震診断を行うとともに、送水管及び配水管の伸縮可とう管の調査及び補強工事を実施しました。また、仙南・仙塩広域水道について、緊急時のバックアップ用として高区・低区連絡管の整備や他事業との連携についての検討を行いました。

平成25年度

震災で被害を受けた沿岸部の市町における水道施設を、市町が「水道施設復旧事業」により行う37の事業の実施に向けた支援を行いました。

及び工業用水の安定的な供給を図るため、送水管及び配水管の伸縮可とう管の調査及び補強工事を実施しました。また、仙南・仙塩広域水道については、緊急時のバックアップ用として高区・低区連絡管整備事業の調査・設計に着手するとともに、他事業との連携についての検討を行い、仙塩工業用水道については、水管橋及び配水池の耐震補強工事を実施しました。

●上水道、工業用水道の復旧作業



再生期に向けた課題と取組の方向性

●施設の耐震化や緊急時のバックアップ体制の整備推進

表: 公共土木施設等の被害額(確定値)

(単位: 百万円)

相談者	工種	県所管分		市町村所管分 (仙台市除く)		合計		仙台市所管分	合計
		件数 (箇所)	概算被害額	件数 (箇所)	概算被害額	件数 (箇所)	概算被害額	概算被害額	
公共土木施設	道路	1,1437	51,496	4,052	64,329	5,489	115,825	73,147	188,972
	橋梁	128	32,659	135	17,952	263	50,611	8,765	59,376
	河川	278	241,968	59	5,160	337	247,128	889	248,017
	海岸	74	79,727			74	79,727		
	砂防	9	778			9	778		
	公園	6	3,265	135	10,231	141	13,496	8,189	21,685
	都市災	10	3,100	88	2,000	98	5,100		
	湾岸	691	108,797			691	108,797		
	下水道	121	40,206	491	181,404	612	221,610	150,080	371,690
	公営住宅	102	5,867	32	390	134	6,257		
小計		2,856	567,863	4,922	281,466	7,848	849,329	241,070	1,090,399
空港関連施設		-	-	-	-	4	7,811		
土木部所管施設		19	495			19	495		
合計		2,875	568,358	4,992	281,466	7,871	857,635	241,070	1,098,705
国直轄分		(河川、海岸、道路、港湾など)							145,696
NEXCO東日本									12,000
宮城県道路公社分									420
公共土木施設・交通基盤施設 計									1,256,821
住宅関係									5,127,233
総計									6,384,054



写真: 流出した釜屋大須雄勝線尾崎橋(石巻市)



写真: 崩落した国道457号(川崎町)



写真: 被災した矢本海岸緑地(東松島市)



写真: 津波被害を受けた県営石巻黄金浜住宅(石巻市)



写真: 被災した気仙沼漁港(気仙沼市)

第5節 公共土木施設

第4項 沿岸市町をはじめとするまちの再構築

被災直後の状況

被災した市町においては、震災直後から、今回の教訓を踏まえ、どのような災害からも命と財産を守るまちづくりに向けて、様々な国庫補助事業等を組み合わせた復興まちづくり計画の早急な策定に迫られました。沿岸部の市町においては、庁舎等の施設が被災するなど、市町自体が大きな被害を受けただけでなく、多くの職員が犠牲になるなど、行政機能が低下し、マンパワーやノウハウなどの支援が必要な状況でした。



写真：震災後の石巻市役所（石巻市）

また、県（都市計画課所管）が管理する5つの都市公園は、津波来襲による被害を受けた沿岸部の3公園（矢本海浜緑地、岩沼海浜緑地、仙台港多賀城地区緩衝緑地）を含め、全ての公園で被害が発生し、加瀬沼公園を加えた4公園が休園に追い込まれましたが、なかでも、矢本海浜緑地及び岩沼海浜緑地では、公園施設のほとんどが流失、破壊といった壊滅的な被害状況でした。市町村が管理する公園も同様であり、沿岸部の各所で、市街地或いは集落ごと失われた公園も少なくありませんでした。震災への初動対応として、宮城県総合運動公園、加瀬沼公園など、一定の広さを有する県立都市公園は、各方面からの支援チームや物資・資機材等の集結基地となり、県内各所の応急復旧に係るバックアップ体制構築の役割を果たしました。数ヶ月に及ぶ初動期を過ぎてからは、各所で発生した災害廃棄物（瓦礫）の仮置き場としても活用されました。

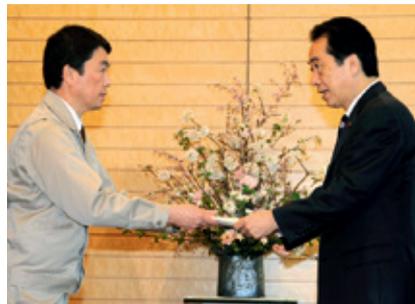
また、沿岸市町が管理する公園では、各種の応急施設（仮設校舎、仮設住宅等）にも活用され、大規模災害発生時における公共空地の有効性を再認識することとなりました。

主な課題

被災市町においては、速やかな復興に向けて早急な復興まちづくり計画等の策定が求められましたが、職員は、直面する震災関連業務に忙殺され、計画を十分に検討する余裕がありませんでした。

また、沿岸部を中心に、壊滅的な津波被害を受けた市町においては、復興のために必要な事業費は膨大な額が推計され、地元負担を伴わない財政措置について国へ要望する必要性がありました。

国の平成23年度第3次補正予算により、復興まちづくりに必要な防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業等の5つの省庁の40事業からなる「復興交付金」による財源確保が示されましたが、個別事業毎に、補助対象や要件等、使いにくい面もあり、引き続き使い勝手のよい制度運用等について、国に要望する必要性がありました。



写真：総理大臣への要望活動

また、市町においては、復興まちづくり事業の実施に必要な技術職などのマンパワーが不足している状況が続きました。

県立都市公園の復旧については、応急対応等を最優先としながらも、県民の生活に希望・安らぎ等を少しでも確保するため、加瀬沼公園では早期の開園（暫定）を目指すこととしましたが、沿岸部の3公園では、災害廃棄物（がれき）の仮置場の機能が求められたこと、東京電力福島第一原子力発電所の放射線事故による放射線量の推移の見極めが必要なこと、周辺の新しい復興まちづくりや河川・道路等の復旧・復興等との整合が欠かせないことから、関係市町・関係機関との連携・調整を確実に重ねたうえで対応することとしました。

復旧期における取組

壊滅的な津波被害を受けた沿岸市町において、建築制限区域等に指定された私有地の取り扱いや集団移転等に伴う住民の合意形成、さらには地域コミュニティの確保などに十分留意し、関係市町との連携を図りながら集団移転や土地区画整理に係る新制度の導入も視野に入れつつ、それぞれの被災地域に応じた新しい街づくり事業に着手しました。



写真：復興計画策定会議（気仙沼市）

また、市街地等において、地盤沈下による冠水等で土地利用が困難な状況となっていることから、国及び関係市町と連携し、盛土による嵩上げや下水道などの基盤整備を促進しました。

都市公園については、日常生活や経済活動の復旧・復興の進捗状況を睨みながら、早期復旧が可能な公園では、速やかに災害復旧工事を開始しました。一方、甚大な津波被害を被った矢本海浜緑地及び岩沼海浜緑地については、災害廃棄物（がれき）の処理や復興まちづくり計画の進展を見極めるとともに、再び津波が来襲した場合に備え、一次避難機能を有する防災公園として再整備計画に取り組むこととしました。



写真：震災後の岩沼海浜緑地公園（岩沼市）

① まちづくりと多様な施策との連携 〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災市町の復興まちづくり計画の策定支援
- 復興まちづくり事業の財源確保や要件等の弾力運用等に関する国への要望活動の実施
- 被災した都市公園の早期復旧 ●津波来襲時の一次避難機能を有する防災公園としての再整備

平成23年度

津波被害を受けた沿岸市町において、住民が震災前よりも確実に安全に暮らすことができるよう、防災機能が強化された都市構造への転換を図るとともに、地域産業や地域経済の一層の活性化につなげる新たなまちづくりに向けて、各市町が策定する復興まちづくり計画の検討にあたり、復興まちづくり計画のたたき台の提示などの情報提供や制度拡充等に係る国への要請、事業の実施に係る国との協議の際のサポートなど、市町を支援しました。

被災した沿岸11市町の市街地復興を図るため、土地区画整理事業について、各地区において早期の事業着手に向けた事前調整を行うとともに、石巻市新蛇田地区、名取市閑上地区と女川町中心部について都市計画決定されました。

防災集団移転促進事業については、石巻市及び岩沼市の事業計画について、国土交通大臣の同意が得られました。



写真：玉浦西地区まちづくり検討委員会(岩沼市)

平成24年度

被災市町の復興まちづくり計画の策定にあたり、多様な発注方式の提案など、課題解決のための技術的な指導や勉強会などを開催するとともに、まちづくり事業と復旧事業等との工程・施行調整を円滑に進めるため、県内26地区の「復興まちづくり事業カルテ」を作成するなど、市町を支援しました。

土地区画整理事業については、沿岸10市町の各地区において、都市計画決定や事業認可に向けた調整を行い、気仙沼市2地区、石巻市3地区、東松島市2地区、女川町1地区について事業認可が行われました。

津波防災緑地整備事業を活用した防災公園の整備については、岩沼市の岩沼海浜緑地の基本設計に着手するとともに、復興交付金事業として採択されました。

防災集団移転促進事業については、事業実施予定の12市町全てで事業計画について、国土交通大臣の同意が得られました。



写真：震災復興町民会議(南三陸町)

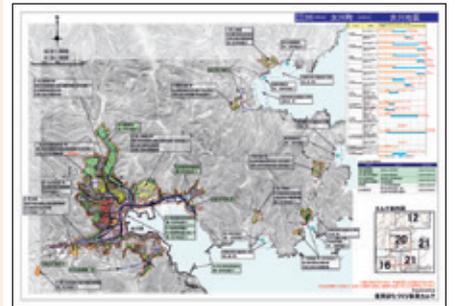
平成25年度

被災市町による復興まちづくり計画の策定にあたり、制度拡充等に係る提案資料の作成や国への要望、復興交付金事業計画の策定支援や採択に向けた国との調整等を行うとともに、引き続き「復興まちづくりカルテ」を更新するなど、市町を支援しました。

土地区画整理事業については、沿岸10市町の各地区において、都市計画決定や事業認可に向けた調整等を行い、気仙沼市1地区、南三陸町1地区、石巻市8地区、塩竈市2地区、七ヶ浜町4地区、多賀城市1地区、名取市1地区、仙台市1地区で事業認可が行われました。

津波防災緑地整備事業を活用した防災公園の整備については、岩沼市の岩沼海浜緑地の詳細設計に着手するとともに、矢本海浜緑地の再整備について検討を進めました。

防災集団移転促進事業については、事業実施予定の12市町全てで事業に着手しました。



写真：復興まちづくりカルテ

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 復興まちづくり事業に必要な財源確保
- 復興交付金事業等に係る使い勝手のよい制度運用
- 市町の復興まちづくり計画と県事業との調整
- 閉園中の県立都市公園・2公園(矢本海浜緑地、岩沼海浜緑地)の早期再開園
- 仙台港多賀城地区緩衝緑地の完全復旧(植栽工、水道復旧)
- 沿岸市町の新しい復興まちづくりに関連する市町村管理の都市公園の復旧・復興支援
- 「国営追悼・祈念施設(仮称)」が設置されることとなる「(仮称)石巻南浜地区復興祈念公園」の早期事業化及び一次避難機能を有する防災公園の計画立案

第6節 教育

第1項 安全・安心な学校教育の確保

被災直後の状況

震災により、91校の県立学校、671の市町村立学校が被害を受けたほか、私立学校においても163施設が被害を受けました。また、教育関連施設の被害額は合計約2,046億円にのぼるなど、震災は本県の学校教育に多大なる被害をもたらしました。

沿岸部においては、校舎が津波による流失・損壊などの被害を受けたことから、一時的に仮校舎や他校の校舎を使用しなければ、授業が再開できない学校もありました。



写真：震災後の関上中学校(名取市)

また、各学校においては、震災直後から教職員自らも被災者でありながら不眠不休で献身的に避難所運営にあたりました。特に、被害の大きい学校では、他県からの派遣教員の受入などによって、人員を確保しなければならぬ状況でした。

発災直後は、多くの学校の体育館や教室等の学校施設が避難所として使用されたほか、一部の学校の体育館は遺体安置所として使用されるなど、様々な形で利用されました。



写真：避難所として使用された学校(石巻市)

加えて、震災は学校施設等の建物被害のみならず、児童生徒等の就学・学習環境にも多くの影響を及ぼし、震災を起因とする経済的理由により就学が困難な生徒が増加したほか、家族や友人等身近な存在を亡くす等の心的負担により心に問題を抱える児童生徒も出現しました。

課題

沿岸部の学校においては、津波により、校舎等の学校施設が流出・損壊などの被害を受け、元の校舎での授業を行えないために、多くの学校が仮設校舎や他校の校舎で授業を行っていたことから、施設設備の復旧や再建が急務となっていました。

また、自らが被災者である教職員が避難所の運営等に当たっていたため、避難所の運営体制の早急な整備が求められていました。

今回の震災は、建物被害のみならず、児童生徒の就学環境や生活にも大きな影響を及ぼしました。震災により家計が急変し、その後の生活再建の見通しが立たない等経済的問題を抱える家庭に暮らす児童生徒が多いため、奨学資金等による経済的支援が必要であったり、さらには、震災により家族を亡くした児童生徒や人間関係・生活環境の変化に伴い、心に問題を抱えたりしてしまう児童生徒も増加したため、きめ細かい心のケアも非常に重要な課題でした。

そのほか、震災直後は学校施設が避難所や遺体安置所として使用されるなど災害対策において、重要な役割を果たしたことから、今後起こり得る大規模災害に備えるためにも、学校の防災機能を高める取組や児童生徒等に対する防災教育推進も求められていました。



写真：震災後の農業高等学校周辺地区(名取市)

復旧期における取組

復旧期においては、震災で被害を受けた学校施設の復旧を急ぐなど教育機会の確保に努めるとともに、震災により経済的に就学困難になってしまった児童生徒等に対する奨学資金貸付制度の拡充等の経済的支援や、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を図るなど、児童生徒が震災以前のように安心して就学できる環境の整備に努めました。

また、スクールカウンセラーなど専門職員の派遣等により、児童生徒一人一人の心のケアにきめ細かく対応するとともに、被災地区の学校を中心に教職員などの人的体制を強化し、生徒指導・進路指導や教育相談の充実を図りました。さらには、防災主任制度を全国に先駆けて創設し、県内の全小中学校に防災主任を配置するなど、学校の防災機能向上に資する取組を積極的に実施しました。

そのほか、児童生徒等には、生命の尊さや自らが社会で果たすべき役割を主体的に考えるよう促し、より良く生きる態度を育む取組を行ったほか、学習環境の整っていない児童生徒について、学習習慣の定着や学力の向上等の支援を実施しました。また、私立学校に対しても、児童生徒等が安心して教育を受けられるよう、同様の就学環境の整備に向けて支援しました。



写真：気仙沼向洋高等学校の仮設校舎(気仙沼市)

表：公立学校等の被害状況

区 内	施設数	被害額
県立学校	91校	28,110,484(千円)*
市町村立学校	671校	52,224,155(千円)*
社会教育施設	653施設	34,916,698(千円)
文化財施設等	351件	5,300,000(千円)
国立学校施設	5施設	69,000,000(千円)
研究施設等	5施設	1,400,000(千円)
合計		190,951,337(千円)

*県立学校計には2箇所(教育宿舎)、市町村立学校計には45箇所(給食センター)被害額を含む

① 学校施設の復旧・再建

〈復旧期における取組のポイント〉

●学校施設の復旧・整備 ●仮設校舎等の整備 ●校舎の改築等の推進

平成23年度

震災により被害を受けた県立学校施設については、応急復旧工事などにより教育環境を確保しながら91校中39校の復旧工事を完了させました。また、津波被災校の農業高校、気仙沼向洋高校及び水産高校については、仮設校舎を整備しました。

被災した市町村立学校については、671校のうち、530校が国庫補助事業により復旧事業を実施することとし、内146校が復旧事業を完了しました。

被災した私立学校についても、施設設備災害復旧事業に要する経費の一部を補助し、101校に688,253千円の補助を行いました。

また、教育設備等についても、早期復旧を行うことで、安心して学べる教育環境の確保を図り、設備復旧対象校62校中、54校について設備復旧工事を完了させました。

津波で仮設校舎への移転を余儀なくされた農業高校、水産高校、気仙沼向洋高校に対して、実習場所まで87回借上げバスを運行し、延べ487時間の授業を実施しました。

加えて、教育・保健福祉の様々な課題に対応し、県民サービスの向上を図るため、総合教育センター、美田園高校、子ども総合センター、中央児童相談所及びリハビリテーション支援センターを一体的に整備し、事業はPFI方式を活用しました。施設名称については、一般公募により「まなウェルみやぎ」に決定しました。

そのほか、今回の震災を契機として、備蓄庫や非常電源等の設置、大規模災害に備え備蓄品を整備するなど学校の防災機能強化を図ったほか、震災により帰宅困難となる県立高等学校等の生徒及び教員への備えとして、各校において必要となる物資や備品等の備蓄を進め、全県立学校に対し、全生徒・全職員の1割相当に必要な乾パン、保存水、エマージェンシーブランケット及び充電式ランタンを整備しました。

平成24年度

前年度に引き続き、学校施設の復旧整備を行い、県立学校の校舎については、新たに44校の復旧工事を完了させ、また、教育設備についても復旧対象の残り8校のうち、6校について復旧工事を完了させました。

市町村立学校については、国庫補助事業により196校が復旧事業を完了しました。私立学校の施設設備災害復旧事業に要する経費に対する補助も引き続き行い、30校(園)に対し、919,917千円の補助を行いました。

平成24年度は新たに、学校施設の安全確保のため、天井、窓等の非構造部材の安全性、機能維持性及びその修復性を点検し、改善計画を策定する取組を始め、学校における自主点検方法について通知するとともに、29校が専門家に調査を外部委託の上、実施しました。

そのほか、津波で仮設校舎への移転を余儀なくされた農業高校、水産高校、気仙沼向洋高校に対して実習場所まで221回借上げバスを運行し、延べ1,064時間の授業を実施しました。

県立学校への備蓄についても引き続き拡充させ、全県立学校に対し、全生徒・全職員の3割相当に必要な量となるよう追加備蓄を行うとともに、通信機器、簡易トイレ、発電機、投光器及び石油ストーブを整備しました。

なお、教育・福祉複合施設整備事業で整備した「まなウェルみやぎ」は、平成24年11月20日に竣工し、入居施設の移転を平成25年3月下旬までに完了しました。

平成25年度

前年度に引き続き、学校施設の復旧整備を行い、県立学校施設については、新たに3校の復旧工事を完了させました。また、県立学校の非構造部材の調査も引き続き外部委託により進め、仮設校舎使用中の一部学校を除き、調査を完了させたほか、津波で甚大な被害を受けた農業高校、水産高校、気仙沼向洋高校の仮設校舎等において使用する備品等の整備をすべて完了させました。

市町村立学校については、国庫補助事業により136校が復旧事業を完了しました。私立学校の復旧支援については、5校(園)に対し、170,764千円を補助したほか、生徒等が著しく減少した学校など22校(団体)に対し166,482千円を補助しました。

また、津波で仮設校舎への移転を余儀なくされた農業高校と気仙沼向洋高校に対して、実習場所まで76回借上げバスを運行し、延べ422時間の授業を実施しました。

平成25年度は新たに、特別支援学校における児童生徒の作業学習の充実を図るため、震災の被害を受けた小牛田高等学園の温室の改修を行いました。

さらには、平成25年4月1日に「まなウェルみやぎ」の供用が開始されるなど、本県の教育環境は徐々に整備されていきました。



写真:まなウェルみやぎ(名取市)

再生期に向けた
課題と取組の方向性

- 移転や再建が必要な学校施設については、学校施設設備の復旧・再建を計画的に進め、児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

② 被災児童生徒等の就学支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 安心して就学できる環境整備
- 通学支援

平成23年度

震災により多くの児童生徒等が経済的な問題を抱えることとなったため、様々な手法で支援を行いました。

震災による経済的理由から就学が困難となった世帯の小中学校(中等教育学校前期課程を含む)の児童生徒を対象に、学用品費、通学費(スクールバス利用に係る経費を含める)、修学旅行費、給食費などの援助を行った全市町村に対して支援を行い、その対象児童生徒数は12,413人となりました。また、被災した高校生を対象とした奨学資金貸付を新設し、7月から募集を開始し、6,160人に、1,467,260千円の貸付を行いました。従来型の奨学金については、被災した償還者に対して、平成23年度分の償還金を猶予するなどの対応を行いました。併せて、入学金等の免除制度を設け、延べ5,808人の免除を行ったほか、入学金や授業料の免除を行った私立学校・公立専修学校の設置者及び公立大学法人宮城大学に対する補助を行い、合計約1万人が入学金あるいは授業料の免除を受けました。併せて、被災した園児を対象に、幼稚園就園奨励事業を行った市町村に対する、必要経費の補助を開始しました。

就学支援以外にも、震災で甚大な被害を受け、自校舎の使用が困難となった学校が、他校の校舎を利用して授業を再開した際に、通学手段を確保するため、スクールバスを社団法人宮城県バス協会に運行委託し、被災校の高校生の通学手段を提供しました。対象となった高校は、農業高校、水産高校、志津川高校、気仙沼向洋高校の4校で、ピーク時には、1日1,024人の生徒がバスを利用しました。

平成24年度

引き続き、被災した高校生5,452人に、1,308,480千円の奨学資金の貸付を行いました。併せて、入学金等について延べ6,855人の免除を行いました。

また、引き続き公立小中学校の児童生徒に対する支援として、被災し就学困難となった児童生徒の世帯に対し、学用品費等の必要な就学援助を実施した全35市町村を支援し、その対象児童生徒数は11,603人となりました。私立の小中学校に通う児童生徒に対する支援も同様に実施し、私立の小中学校等8法人11校に在籍する児童生徒等の世帯に対し、学用品費等の就学援助を行いました。(対象児童生徒数204人)

そのほか、特別支援学校の幼児児童生徒への支援としては、その保護者に対して、学用品費、給食費等の支給を行いました。

平成25年度

引き続き、被災した高校生4,585人に1,099,520千円の奨学資金の貸付を行ったほか、入学金等について延べ6,284人の免除を行い、多くの生徒たちが就学の機会を得ました。

また、引き続き震災により被災し就学困難となった公立小中学校の児童生徒に対し、学用品等の必要な就学援助を実施した全市町村を支援しました。(対象児童生徒数10,669人)併せて、私立の小中学校等11校に在籍する児童生徒等の保護者に対する就学の援助を行ったほか、特別支援学校の児童生徒等に対しても、学用品の購入費や給食費等の支給を行うなどの支援を行いました。

■図:みやぎ子ども育英基金の制度内容

対象者:宮城県内に住所を有した父母等が、東日本大震災により死亡または行方不明となった未就学児、児童、生徒等

	就学前	小学校 特別支援学校(小学部)	中学校 中等教育学校(前期課程) 特別支援学校(中学部)	高等学校 高等専門学校(1~3年) 中等教育学校(後期課程) 特別支援学校(高等部) 専修学校(高等課程)等	大学・短期大学 高等専門学校(4~5年) 専修学校(専門課程)等
月額金	1月につき 10,000円	1月につき 10,000円	1月につき 10,000円	1月につき 20,000円	1月につき 30,000円
一時金	小学校入学時に 100,000円	小学校卒業時に 150,000円	中学校等卒業時に 200,000円	高等学校等卒業時に 600,000円	大学等入学時に(※) 360,000円

未就学児の生活を支援
担当:保健福祉部子育て支援課

児童・生徒・学生等の修学を支援
担当:教育庁総務課

(※) 大学等入学時一時金の対象は次の全てに該当する方です

(1) 父母等の死亡時に満19歳以上であった方 (2) 平成23年度以降に入学した方 (3) 卒業一時金の給付を受けていない方

■表:震災孤児・遺児数(東日本大震災みやぎこども育英基金給付状況)(平成26年3月31日現在)

区分	支援金		奨学金			合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生		
震災孤児	10人	53人	29人	44人	136人	
震災遺児	206人	303人	203人	209人	921人	
合計	216人	356人	232人	253人	1,057人	

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 必要な就学支援事業の継続

③ 児童生徒等の心のケア

〈復旧期における取組のポイント〉

- スクールカウンセラーなど専門職員の派遣
- 教職員などの人的体制の強化 ● 教育相談・支援体制の充実

平成23年度

震災により精神的苦痛を受け、心に問題を抱えてしまう児童生徒が多くいました。

そのため、そのような児童生徒が早期に正常な学習活動に戻れるよう、スクールカウンセラーを全公立中学校150校に配置、また広域カウンセラーを全市町村に配置し、域内の小学校の対応をするなどして、児童生徒一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、学校生活の中で心の安定が図られるよう、相談・支援体制の整備を行いました。高等学校に対しても同様の取組を行い、全県立高校にスクールカウンセラーを配置した上で、学校のニーズに合わせ追加派遣を行うなどの対応も取りました。

心の問題に関する高度な専門知識・経験を有する臨床心理士等が、いじめや不登校等の諸問題について、面接及び電話による教育相談を行う取組も行いました。

震災で甚大な被害を受けた地域の学校では、マンパワー不足が生じていたため、他自治体からの派遣も含めて、教職員などの人的体制を強化し、きめ細やかな指導や児童生徒の心のケアを行ったほか、緊急学校支援員を被災程度の大きい学校を中心に配置しました。

そのほか、希望する公立小中学校及び県立学校を対象に、専門医等を派遣し、「心のケア」や「放射線と健康」などに関する研修会や健康相談等を実施し、児童生徒の課題解決に向けた支援を行いました。

平成24年度

前年度に引き続き、スクールカウンセラー・広域カウンセラーを配置したほか、心の問題に関する高度な専門知識・経験を有する臨床心理士等が教育相談を行うなどしました。加えて、「不登校相談センター」を特別支援教育センターに置き、来所相談561件、電話相談868件に対応しました。また、24時間いじめ相談ダイヤルを業務委託により行い、電話相談を24時間対応とし、771件の相談に対応しました。

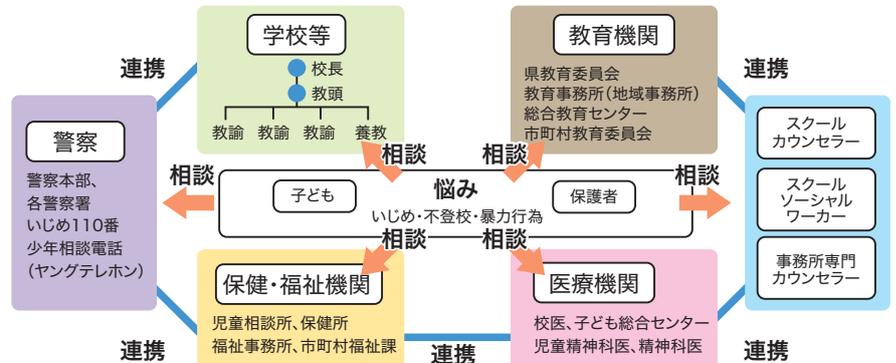
そのほか、児童生徒の震災によるストレスや困難を共に乗り越え、復興に向けて心をひとつにして行動していこうという集団の意志へと高め、心の復興を図ることができるよう、みやぎアドベンチャープログラムの手法を取り入れた集団活動等を実施しました。

平成25年度

前年度に引き続き、児童生徒一人一人へのきめ細かい心のケアを目指して、全公立中学校142校にスクールカウンセラーを配置したほか、全市町村に広域カウンセラーを派遣し、域内の小学校に対応しました。また、全県立高校(特別支援3校を含め79校)にスクールカウンセラーを配置した上で、学校のニーズに合わせ追加派遣を行ったほか、他県臨床心理士会から派遣された臨床心理士を、被災地域の学校を中心に派遣しました。

加えて、「不登校・発達支援相談室」を総合教育センターに置き、来所相談718件、電話相談1,189件に対応しました。また、24時間いじめ相談ダイヤルを事業委託により行い549件の相談に対応しました。

■ 図：学校等における心のケアの相談関係機関



■ 表：平成23年度スクールカウンセラー等への相談内容(児童生徒、教員、保護者)

相談者	相談件数 件	相談内容													相談人数 人
		不登校 件	学校不応 件	人間関係 友人関係 件	問題行動 件	いじめ 件	学校生活 件	進路学業 件	家族関係 子の養育 件	児童虐待 件	発達障害 件	生徒対応 件	その他の相談 件		
児童生徒	17,876	1,044	1,770	2,633	254	149	3,246	1,127	1,649	16	193	130	5,665	19,290	
教員	12,786	1,290	1,024	529	427	42	817	296	868	59	682	4,843	1,909	15,065	
保護者	6,505	1,303	744	285	255	42	524	399	1,726	10	337	59	821	6,851	
小計	37,167	3,637	3,538	3,447	936	233	4,587	1,822	4,243	85	1,212	5,032	8,395	41,206	

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 継続的な心のケアの実施
- 教師等支援者側の心のケア

④ 防災教育の充実

〈復旧期における取組のポイント〉

●災害時に的確かつ主体的に対応できるような、災害対応能力を高める教育の推進

平成23年度

震災の状況から、大規模災害の発生時には、小中学校及び県立学校等が一次避難所として、地域の重要な拠点となることが想定され、教職員は、児童生徒の安全確保に加え、初動時の避難所運営、避難者の支援等多様な対応が求められます。このため、日頃から学校内の防災教育の充実を図るほか、地域の特性や学校の実情に応じ、防災拠点としての学校の防災機能を整備するとともに、地域との連携を図り、学校における防災教育等に係る推進的な役割を果たす人材の養成を目的として、防災と心のケアなどに関する「防災教育等推進者緊急研修会」を開催しました。この研修会は、県内3会場で実施され、学校における防災教育の中心的役割を担う教員557人が受講しました。

また、震災により子どもたちを取り巻く環境が大きく変わり、登下校や学校生活における安全への配慮や、防犯への配慮が必要となることから、復旧状況に対応した学校安全教育への取組を行いました。平成23年4月11日に、学校再開に向けて学校における「安全管理と安全教育について(当面の要点)」を県内各学校に通知するとともに、県内の大学等の協力を得て、各校の学校安全担当者を対象に、生活安全(防犯)、交通安全、災害安全の3領域を網羅した学校安全教育指導者研修会を開催しました。

●防災教育



写真:応急仮設住宅(プレハブ住宅)への防災チラシの配布(南三陸町)

平成24年度

大震災の経験を踏まえ、学校における防災教育や訓練の推進、防災マニュアル作成、地域との連携強化に向けた調整などを担う防災主任を全国に先駆け制度化し、県内すべての公立学校に配置しました。さらに、地域の拠点となる学校には、防災担当主幹教諭を配置しました。また、学校において防災教育に関わる教員の資質能力の向上を目的として「新任防災主任研修会」を実施し、防災教育の在り方や心のケアなどについて理解を深めるとともに、学校における防災教育の充実を図りました。

併せて、今回の厳しい教訓を後世に伝えるとともに、学校において計画的・継続的な防災教育を行い、幼児、児童及び生徒に防災意識の内面化を図るため、災害安全はもとより交通安全、生活安全(防犯を含む)の3領域を網羅した「みやぎ学校安全基本指針」を平成24年10月に策定しました。

そのほか、平成24年度の実践的防災教育総合支援事業(国委託事業)として、石巻市が受託し、市内公立学校10校に緊急地震速報装置を設置するなどの取組も行いました。



写真:地域防災訓練での炊き出し(大河原町)

平成25年度

東日本大震災から学んだ教訓を将来にわたり語り継ぎ、今後国内外で発生する災害から一人でも多くの命と暮らしを守っていくことができる人材を育てるため、平成28年度に多賀城高校に全国で2例目となる防災系学科を新設することとし、その教育目標や教育の特徴を示した「宮城高等学校防災系学科設置基本構想」を策定・公表しました。

また、東日本大震災を風化させることなく、震災の教訓や「みやぎ学校安全基本指針」の内容を教材化し、すべての児童生徒等が災害に対応する力と社会に貢献する心を育むために、「みやぎ防災教育副読本『未来へのきずな』小学校3・4年」を作成しました。なお、今後2年間で幼稚園から高等学校までを作成する予定です。

そのほか、防災教育等に係る推進的な役割を果たす人材を養成することを目的に「防災主任総合研修会」や「防災担当主幹教諭推進研修会」を実施し、学校における防災教育のより一層の充実を図りました。

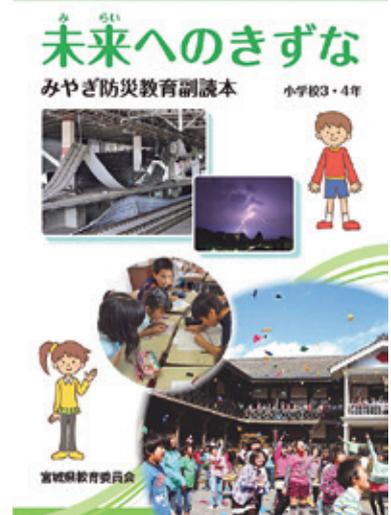


写真:みやぎ防災教育副読本

再生期に向けた課題と取組の方向性

● 今回の震災経験を活かした防災教育の推進

⑤ 「志教育」の推進

〈復旧期における取組のポイント〉

- 復興を支える人材の育成を視野に入れた「志教育」に係る取組の推進
- 児童生徒の学習習慣の定着や学力向上 ●自ら考え、行動することができる人づくりの推進

平成23年度

今回の経験を踏まえ、児童生徒が、自らが社会で果たすべき役割を主体的に考えながら、よりよい生き方を目指し、その実現に向かって意欲的に物事に取り組む姿勢を育む「志教育」を推進する取組を行いました。

震災で甚大な被害を受けた専門高校に対しては、教育内容の充実を図るとともに、専門高校生の技術力向上と地域産業を支える人材を確保するため、企業と連携した実践的な授業等を行いました。

震災を契機に、児童生徒の学習習慣の定着や学力向上を図る取組の拡充も行いました。震災の体験を踏まえ、児童生徒に学ぶことの意義を再確認させながら、学習習慣の形成を図るとともに、教員の教科指導力の向上を図りました。また、学力向上に取り組む市町村教育委員会に対しての支援も行いました。

そのほか、高卒未就職者に対して、震災により内定取り消しになった高校生59名を県教育委員会で原則6ヶ月間臨時職員として直接雇用するとともに、正規雇用につながるような各種セミナーやスキルアップ講座等を計画的に実施し、就職支援と職能開発を行ったほか、県立高校にキャリアアドバイザーを配置するなど、内定率向上を目指した取組を行いました。

また、魅力ある高校づくりについては、復興を支え将来地域に貢献できる人材の育成につながることから、地域に根ざした魅力ある学校づくりを行う学校に対しては、復興の契機となるよう、その取組に対して支援を行いました。

平成24年度

前年度に引き続き、「志教育」の推進、児童生徒の学習習慣定着や学力向上を支援する取組を継続して行いました。

平成24年度からは、さらに、震災の経験を踏まえ、震災等で発生した産業廃棄物のリサイクル等について、関係企業や団体からの支援による専門高校での基礎的研究や実践的な取組を通じて、循環型社会に貢献できる技術者・技能者を育成する取組を行いました。

そのほか、被災地域の産業復興に貢献し、将来の地域産業を担う人材を育成する取組として、専門高校や総合学科の高校18校を指定校とし、各校・各地域の課題に応じた人材育成プログラムを実施しました。

また、進路探求ワークショップや就職達成セミナーの開催による、高校生の進路支援やキャリアアドバイザー配置による雇用のマッチング等も引き続き行いました。

平成25年度

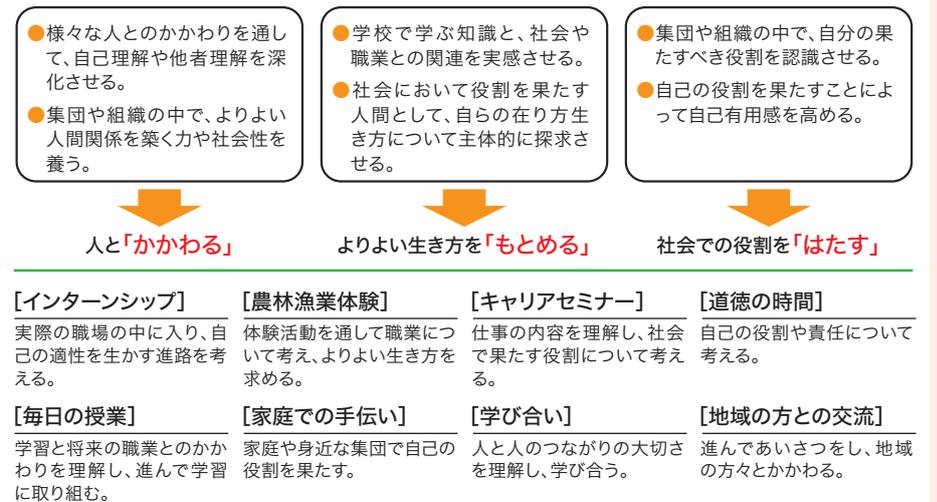
前年度に引き続き、震災からの復興を支える人材の育成のため、小・中・高等学校を通して「志教育」を推進したほか、地域や企業との連携による、より実践的な取組に対する支援も行いました。

また、進路達成の支援やキャリアアドバイザーの配置等により、高校生のキャリア教育・職業教育について支援を行ったほか、雇用のマッチングについても支援しました。

そのほか、前年度からの継続事業として、幼・保・小連携推進の取組を行い、平成25年度では、石巻市と栗原市の2地区を推進地区に指定し、幼・保・小の相互理解を深め、子どもの生活環境及び学習環境の変化に対応しました。

さらには、中高一貫教育の推進や学力調査結果の分析・活用を通して、学力向上や学習習慣の定着に向けた取組も引き続き行ったほか、震災以前より推進していたルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル)の取組を拡充し、子どもたちの基本的な生活習慣の定着促進を図りました。

■図：みやぎの「志教育」の3つの視点



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 「志教育」の取組の強化
- 市町村教育委員会や関係機関との一層の連携促進

第6節 教育

第2項 家庭・地域の教育力の再構築

被災直後の状況

震災により、子どもを育てる環境が大きく損なわれたほか、地域コミュニティが失われるなど、家庭や地域における教育を巡る環境は大きく変化しました。また、多くの子どもが心に問題を抱えるなど、心のケアを必要とする状況も発生しました。

さらには、地域環境の悪化により防犯体制の整備も必要となり、学校だけでなく、地域全体で子どもを見守る体制づくりが必要となっていました。

主な課題

震災以降、子どもを育てる環境が大きく変わり、子どもを育てる体制の整備を図ることが急務でした。また、少子化や核家族化の進行や都市化の影響により、親として学び、育つための学習機会も少なくなっており、親が家庭教育の担い手としての役割を十分に果たせない状況にありました。

復旧期における取組

保護者が安心して子育てできるよう、地域全体で子どもを育てる体制を強化するとともに、地域住民・企業・NPO等の参画やジュニア・リーダーの協力を得ながら、地域のボランティア活動や様々な世代との交流、自然・社会体験活動の充実に取り組みました。家庭教育や子育て、学習機会に関する情報を積極的に提供し、地域での子育てを支援する子育てサポーターなどの人材育成と企業等の子育て環境づくりの支援等を通じて、家庭の教育力の向上を図りました。

●協働教育の取組



●むらたっ子応援団事業(村田町)

村田小学校の生徒が、紅花商人に関する講話「紅花と村田町のつながり:紅花商人」を受け、講師の方の手づくりの資料、古文書、台帳等を見ながら、村田町の歴史と紅花商人について学びました。



●登下校安全見守りボランティア(七ヶ浜町)

通学路において、人通りが少ない、復興事業に携わるダンパーが一日中往來する、などの危険があり、登下校の見守りの必要性を感じた松ヶ浜小学校では、民生委員等が登下校の見守りボランティアを実施しました。



●仕事の達人に話を聞こう(色麻町)

清水小学校の6年生が総合学習の一環として、全国理美容競技大会で優勝した経歴を持つ、色麻在住の理容師の方から、夢を諦めないことや努力することの大切さについての講話を受けました。



●子どもたちによる地域新聞づくり(東松島市)

震災で大きな被害を受けた地域において、子どもたちの居場所づくりと子ども目線の地域の情報発信を目的に行っています。活動を通じて地域活動の担い手の発掘や継続的な住民主体の地域活動の醸成を目指しています。



●学校田稲刈りの指導(登米市)

豊里小学校の生徒が、学校田の稲の束ね方や棒掛けのやり方などについて、地域の方の指導を受けながら、稲刈りを行うなどして、積極的に地域の方々との交流を図るとともに、自然に触れ合いました。



写真: みやぎ教育応援団のポスター

① 地域全体で子どもを育てる体制の整備

〈復旧期における取組のポイント〉

- 地域全体で子ども育てる環境づくり
- 地域のボランティア活動等による様々な世代との交流の促進
- 子育てサポーターなどの人材育成
- 企業等の子育て環境づくりの支援

平成23年度

震災によって地域全体で子どもを育てる環境が大きく損なわれたことから、子育てサポーターの養成など地域が協働して子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進し、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図りました。また、被災による生活不安や心の傷を有する親子を支援し、家庭の教育力の向上を図ることを目的に、家庭教育に関する情報提供を行いました。

今回の震災を契機に、地域とのつながりを再認識することができたことから、自然の中での農林漁業体験等を通して、児童の豊かな人間性や社会性などを育成する取組を推進しました。

地域の教育力向上に向けては、被災地域の子どもたちに対し、放課後や週末等に安全・安心な学習活動拠点を設け、地域の方々の参画を得ながら子どもたちの成長を地域全体で支えていく仕組みづくりをする市町村に対して支援を行いました。

そのほか、震災により幼児期の多くの子どもが心のケアを必要とする状況となったことから、「親子間の愛着形成」が平時以上に欠かせないと考え、愛着形成の重要性・必要性について啓発等を行うとともに、関係機関が連携して子どもの育ちを支えるための体制づくりを行いました。



写真：放課後子ども教室(大河原町)

平成24年度

前年度に引き続き、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図りました。

子育てサポーターの養成や教育応援団事業の実施等を通して、地域において子どもを見守り、育てる仕組みづくりを推進しました。また、農林漁業体験等を通して、児童生徒の豊かな人間性や社会性などの育成を図ったほか、放課後や週末等に地域の方々による学習等の指導を行う「放課後子ども教室」を17市町で55教室開催するなど、子どもたちの成長を地域全体で支えていく仕組みづくりを支援しました。

そのほか、未就学児を持つ親や高校生を対象に、パンフレットやDVDにより親子間の愛着形成の重要性、必要性を普及啓発するなど、子育てや家庭教育の大切さについて学ぶ機会を提供しました。

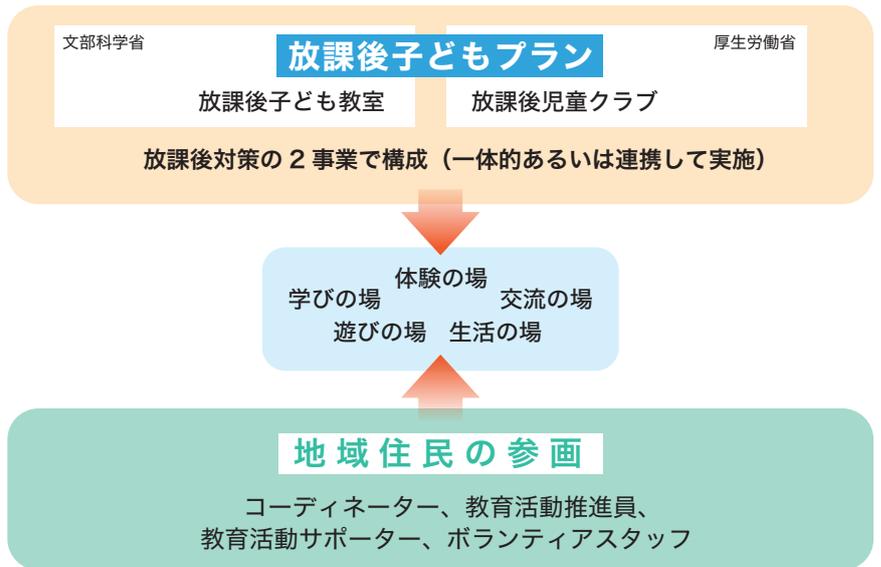
また、震災で失われた学習環境を提供するために、関係機関が連携して子どもの育ちを支えるための体制づくりを行いました。

平成25年度

小学校に通う全ての子どもたちを対象とし、放課後や週末等の安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得ながら実施する「放課後子ども教室推進事業」や、子育てサポーター等の養成など、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進し、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図りました。この取組では、市町村教育委員会を中心に協議会又は実行委員会組織を立ち上げ、コーディネーターを配置し、家庭教育力・地域教育力の向上・学校教育の充実に資する協働教育プラットフォーム事業(委託事業)を県内28市町村で実施しました。

また、子どもの学習・体験活動等の充実を図るため、子どもの教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、「教育応援団リスト」を作成し、ホームページ等で学校等に情報提供しています。企業・団体・NPO・大学を合わせて200件の団体及び個人263件(大学職員)の登録がありました。

■図：放課後子どもプランの推進



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 地域全体で子育てする環境づくりへの理解促進
- 子育てサポーターなどの人材育成と家庭での教育力の向上推進

② 地域と連携した学校安全の確保 〈復旧期における取組のポイント〉

- 学校安全等担当教員の人的体制の強化
- 地域と連携した見守り体制の構築
- 安全・防犯教室の開催
- 学校安全ボランティア(スクールガード)の拡充

平成23年度

公立小中学校及び県立学校における防災教育の充実を図り、地域と連携した防災教育を推進するために「防災教育等推進者緊急研修会」を実施し、学校における防災教育等に係る推進的な役割を担う教員の資質能力の向上を図りました。

また、震災により問題や不安を抱えた児童生徒の環境問題(家庭、養育環境、友人関係等)の改善を図るため、学校の取組を支援するとともに、スクールソーシャルワーカーを13市町に延べ15人(うち8人が社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者)配置し、学校を中心に、市町教育委員会等への配置や、学校、家庭、関係機関が連携したネットワークの構築を図りながら、多様な支援を行いました。

震災により子どもたちを取り巻く環境は大きく変わり、登下校や学校生活における安全への配慮や、防犯への配慮が必要になることから、復旧状況に対応した学校安全教育に継続的に取り組みました。県内の大学等の協力を得て、各校の学校安全担当者を対象に生活安全(防犯)、交通安全、災害安全の3領域に亘る学校安全教育指導者研修会を開催しました。



写真:避難訓練(気仙沼市立小泉小学校)

平成24年度

前年度に引き続き、震災により問題や不安を抱えた児童生徒の環境問題(家庭、養育環境、友人関係など)の改善を図る登校支援ネットワーク事業を行いました。地域ネットワークセンターに、訪問指導員16人を配置し、不登校児童生徒及びその保護者を対象に、訪問指導や学習支援を行ったほか、登校支援ネットワーク教育相談会を22回開催し、児童生徒・保護者62人、教員32人、担当者50人が参加しました。

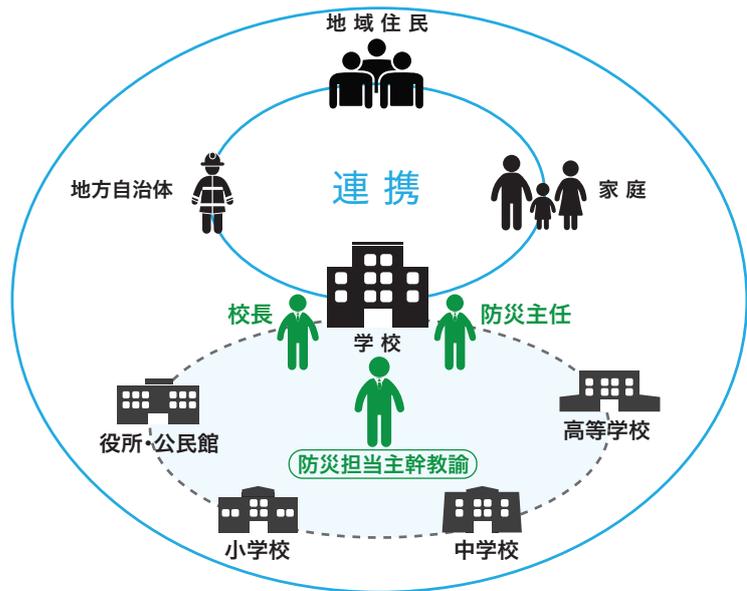


写真:下校指導(気仙沼市立階上小学)

平成25年度

前年度に引き続き、震災により問題や不安を抱えた児童生徒の環境問題の改善に向けた取組として、登校支援ネットワーク事業を行いました。地域ネットワークセンターに、退職教員や相談活動経験者等の訪問指導員を17人配置し、不登校児童生徒及びその保護者を対象に、訪問指導や学習支援を行ったほか、登校支援ネットワーク教育相談会を23回実施し、児童生徒・保護者52人、教員64人、市町村教育委員会等6人、担当者50人の参加を得ました。さらには、スクールソーシャルワーカーを15市町に延べ27人配置するなど、学校、家庭、関係機関が連携したネットワークの構築により、児童生徒に対する多様な支援を行いました。

図:防災担当主幹教諭の役割

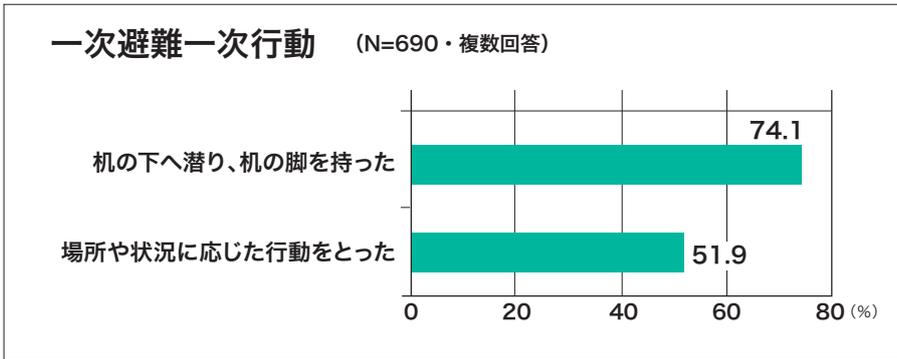


再生期に向けた課題と取組の方向性

- 各地域の実態に即した実効性のある災害マニュアルの整備
- 地域ぐるみの学校安全に向けた取組推進

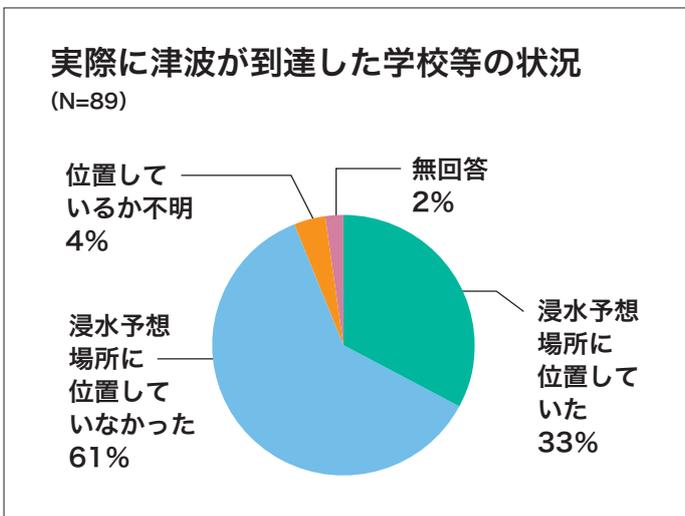
■「東日本大震災における学校等に関する調査(宮城県分)」調査結果(抜粋)

1. 地震への対応状況



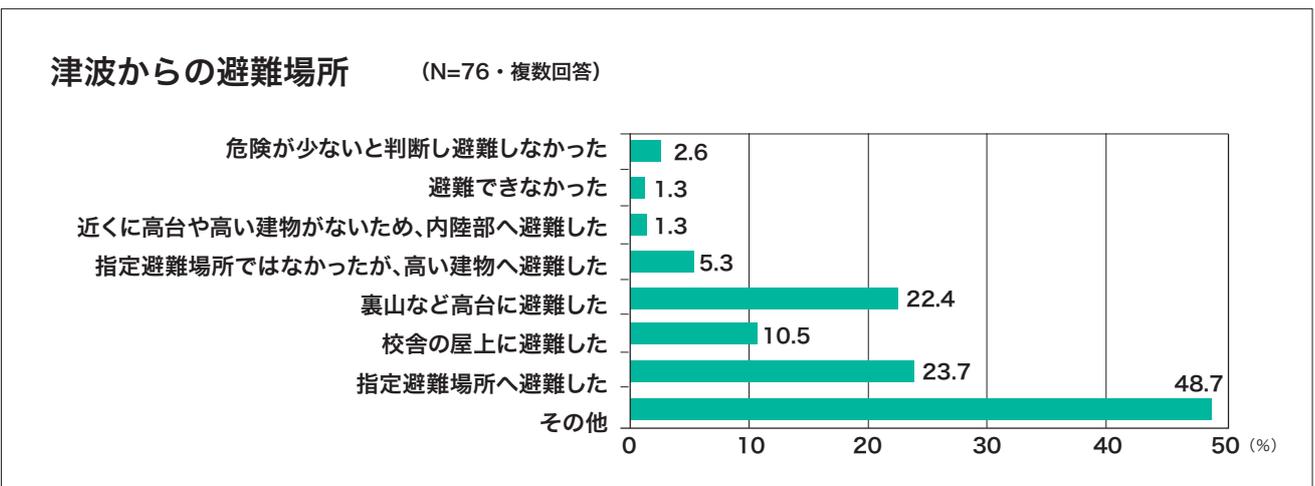
・発災時、児童生徒等が在籍していた690校のうち、一次避難行動として、「机の下へ潜り、机の脚をしっかりとった」が約74%、次いで、「大きな柱のそばで身の低い姿勢をとるなど場所や状況に応じた行動をとった」が約52%であった。

2. 津波による被害状況



・実際に津波が到達した学校等は89校あり、そのうち津波による浸水予想場所に位置していた学校等は33%(29校)。浸水予想場所に位置していなかった学校等は61%(54校)であった。

3. 津波からの避難場所



・24%(18校)が指定避難場所へ、22%(17校)が裏山などの高台へ避難し、10%(8校)が校舎の屋上に避難した。
 ・その他:校庭から体育館へ、校舎の2、3階等へ、海から遠い校舎の3階等。
 ※N=76:津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等及び実際に津波が到達した学校等あわせて96校のうち、児童生徒等が在籍していた学校等の数。

第6節 教育

第3項 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実

被災直後の状況

文化財については、国指定文化財や県指定文化財をはじめとした、330件を超える多数の貴重な県民の財産が、流失・倒壊・損傷しました。県民に支えられ、地域の歴史の中に根付いてきた各地の社寺建築や仏像、古文書、史跡、名勝、天然記念物等はその多くが被害を受けました。

さらには、大津波が来襲した海辺の集落では、守り伝えられてきた祭礼行事や民俗芸能などの担い手が被災し、無形文化財も甚大な被害を受けました。また、公立の社会教育施設や社会体育施設が震災による流出・損壊などにより、使用が困難になるなどの影響が出ました。



写真：主屋が倒壊した史跡及び名勝「旧有備館及び庭園」(大崎市)

主な課題

国や県の指定文化財が多く被災したため、早期復旧に向けた取組が求められていました。また、有形文化財だけでなく、無形文化財も大きな被害を受けましたが、「無形」である分、修復等の手段を取ることができないため、無形文化財の保全に向けた早急な取組も求められていました。

被災者の健康面、避難生活の長期化に伴い、運動をする機会が失われ、被災者の健康不安が懸念されていました。さらには、児童生徒等の運動不足並びに体力低下も問題視され、震災後は特に、沿岸部の学校で運動不足等の問題が懸念されていました。



写真：震災後の東北歴史博物館(多賀城市)

復旧期における取組

震災により、県立の社会教育施設や社会体育施設あるいは、私立博物館等も大きな被害を受けたため、施設の再建・復旧を行いました。

今回の震災は未曾有の災害となり、人的・物的ともに甚大な被害を生み出しました。再び同じような悲劇を繰り返さないためにも、被災状況等に関する種々の資料を整理して後世に伝えることを目的に、今回の震災に関する資料を収集する取組を行いました。

震災により、多くの文化財が倒壊等の被害を受けたため、修理・修復のための費用補助を行いました。

今回の震災では、有形文化財のみならず、無形文化財も多くの被害を受けました。震災により活動母体のコミュニティが失われたり、用具が流出・損傷したりして、活動の継続が困難になった地域の祭礼行事や民俗芸能等の無形民俗文化保持団体に対して、行事や芸能の再開を促すとともに、伝統文化の実施を通じたコミュニティ再生の一助とするための支援を行いました。

本県の文化芸術活動の中核である宮城県民会館は被災箇所が極めて広範囲に亘っていたため、調査・設計等に期間を要しましたが、修繕工事に全力で取り組みました。

また、県民に対して、優れた芸術文化の鑑賞と発表の機会を広く提供するとともに、被災市町等の学校や公共施設、福祉施設等に重点的にアーティストを派遣し、子どもたちを中心に地域住民が身近に芸術文化に触れ合うことのできる少人数・体験型の事業を実施しました。



写真：震災後の志津川自然の家艇庫(南三陸町)

■表：津波により被災した遺跡

市町名	遺跡数		遺跡面積 (㎡)	
		うち住宅がある遺跡		うち宅地等面積
仙台市	39	32	1,323,501	437,768
石巻市	74	49	1,578,000	389,026
塩竈市	66	16	277,938	24,588
気仙沼市	37	28	751,562	120,662
名取市	39	32	3,502,938	776,868
多賀城市	14	13	760,125	350,832
岩沼市	10	5	797,812	381,656
東松島市	59	33	1,214,000	132,757
亘理町	9	9	128,462	5,607
山元町	22	19	572,506	74,826
松島町	46	13	273,988	41,181
七ヶ浜町	34	15	311,312	38,543
利府町	5	1	81,125	7,000
女川町	33	25	631,688	119,232
南三陸町	32	22	519,975	60,748
合計	519	312	12,724,932	2,961,294

① 社会教育・社会体育施設の復旧と生涯学習活動の推進

〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災した施設の復旧 ●地域コミュニティづくりに向けた生涯学習活動の促進
- 県民が身近にスポーツに触れる機会の創出 ●震災を後世に伝える環境整備

平成23年度

震災で甚大な被害を受けた、県立社会教育・社会体育施設の復旧を行ったほか、市町村の公民館等の社会教育施設や社会体育施設の再建・復旧工事を支援しました。また、私立博物館等の復旧を図るため、被災事業者が実施する災害復旧の費用の一部を補助しました。

震災により子どもを育てる環境が大きく損なわれていたことから、子育てサポーターの養成など地域が協働して子どもを育てる体制を整備しました。

加えて、避難生活の長期化に伴い、被災者の健康不安が懸念されていたことから、被災者を含むすべての県民の健康増進と活力維持を図るため、だれもがスポーツに親しめるよう、みやぎ広域スポーツセンターの機能を拡充し、総合型地域スポーツクラブの創設や運営に対する支援を行いました。クラブ活動を通して地域住民のスポーツ活動を推進するとともに、仮設住宅等における入居者の健康・体力維持を図りました。同時に、被災者の活力と希望を生み出し、県民の生涯スポーツへの参画を促進するとともに、国際大会・全国大会等で活躍できる選手の育成を支援しました。

そのほか、東日本大震災を後世に伝えるため、震災に関する図書・雑誌などを収集するとともに、収集した資料を多くの方々に見ていただけるように、県立図書館内に東日本大震災文庫を設置しました。



写真：復旧した志津川自然の家船庫(南三陸町)

平成24年度

引き続き、社会教育施設や社会体育施設の復旧を行ったほか、市町村主体の再建・復旧工事に対する支援を行いました。

平成24年度から、防災教育の一環として、学識経験者、行政関係者、PTA関係者等からなる地域実行委員会が地域の实情に即したプログラム内容を検討した上で、子どもと保護者及び地域住民を対象とした防災キャンプを実施しました。

また、宮城県の競技力向上を図るため、公益財団法人宮城県体育協会などを通じて競技スポーツ選手の強化支援を行いました。さらには、被災者の希望と活力を生み出し、県民の生涯スポーツへの参画を促進するとともに、スポーツの国際大会や全国大会などで活躍できる選手の育成を支援しました。国民体育大会では、「県スポーツ振興基本計画」で総合成績10位台の成績を獲得すること目標としていましたが、平成24年度は25位という結果でした。

加えて、被災した松島自然の家の再建に向けて検討を始めました。



写真：宮城スタジアム大屋根の復旧工事(利府町)

平成25年度

引き続き、社会教育施設の復旧工事を支援し、津波被害による2施設を除く8施設の復旧を完了させたほか、社会体育施設については、復旧した5施設について復旧を完了させました。

また、防災教育の一環としての防災キャンプも引き続き行い、地域実行委員会を実施主体として、地域コミュニティを活かしながら実施し、252人の参加を得ました。

震災後は、沿岸部の学校を中心に、児童生徒の運動不足が懸念されていました。そのため、様々な対策を実施してきましたが、特に小学校の体力・運動能力向上に向けた事業として、「元気アップみやぎっ子！『web』長なわの字跳び大会」を試行の形で実施しました。これは、狭い場所でもみんなで活動できる長なわを使って、県内の小学生がいつでも参加できるように、ネット上で開催する大会としたもので、本格開催は平成26年度からになります。

また、中学校、高等学校には、学校と地域の力を活かす運動部活動地域連携促進事業を実施し、地域のスポーツ指導者を学校の「外部指導者」として活用し、運動部活動の充実を図りました。さらに、被災地にある学校に対しては活動場所の確保や移動費用についても支援しました。

そのほか、東日本大震災の記憶を後世に伝える取組も引き続き行い、県立図書館内に設置した東日本大震災文庫の充実を図ったほか、「(仮称)宮城県震災アーカイブ」の平成26年度末の公開を目指して、震災関連資料のデジタル化及びWebで公開するためのシステム構築に着手しました。

表：県立社会教育・社会体育施設の被災状況・復旧状況

区分	被災施設数	復旧済施設数
社会教育施設	11	9
社会体育施設	5	5

※今後の復旧見込み 平成26年度：1施設、平成27年度：1施設

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 生涯学習活動の推進
- 震災を後世へ伝承していく環境づくりの推進

② 被災文化財の修理・修復と地域文化の振興

〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災した文化財の修理・復元や歴史・民族資料の保全
- 学校や児童館など身近な場所における文化芸術事業の実施

平成23年度

震災により多くの文化財が被災を受けました。そのため、県では、被災した文化財を早期に救出し保全するために、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業を開始し、被災文化財の緊急保全を行う文化財レスキュー活動を展開し、石巻文化センターや岩井崎プロムナードセンター等の所蔵資料の救済活動や洗浄などの処置作業を行いました。また、震災で被害を受けた文化財の修理修復を図るため、国分寺薬師堂や双林寺薬師如来坐像等の国指定文化財17件、補陀寺六角堂、富沢磨崖仏群等の県指定文化財7件の修理修復費用に対する補助を行いました。

さらには、宮城県復興プロジェクト実行委員会を組織し、震災で活動母体のコミュニティが失われたり、用具が流出損傷して活動の継続が困難になったりした、地域の民俗行事や民俗芸能等の無形民俗文化財保持団体に対して補助を行い、活動の再開を支援しました。

そのほか、特別名勝松島地域についても、保存管理のあり方を検討する会議を開催し、特別名勝としての文化的価値と復興計画の両立を図るための検討・調整を行いました。

加えて、本県の文化芸術活動の中核である県民会館の修繕を早急に実施しました。



写真：東松島市野蒜埋蔵文化財収蔵庫(東松島市)

平成24年度

前年度に引き続き、国県指定文化財の修理修復事業に対する補助を行い、東照宮本殿や瑞巖寺庫裡及び廊下等の建造物や、龍宝寺釈迦如来像等の美術工芸品、大木田貝塚等の記念物等26件の修理修復が完了しました。

また、被災ミュージアム再興事業が制度化されたのを受けて、被災した博物館などの再興に向けて、資料の修復、整理、保管場所の確保等の支援を行いました。平成24年度は、石巻文化センター・南三陸町歌津魚竜館・岩沼市ふるさと歴史展示室など21施設の49の事業を実施しました。

そのほか、宮城県文化財震災復興基金交付実施要領を制定し、通常の国や県の補助事業では対象とならない市町村指定文化財や、国登録有形文化財の修理修復に対しても、それぞれ37件と4件の補助を行い、個人・法人の修理修復費用の負担軽減を図りました。

さらには、復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施しました。調査にあたり、全国から専門職員の派遣を受け調査体制を強化し、三陸沿岸道路などの復興道路建設に伴う発掘調査を行いました。また、沿岸市町の高台移転事業等に伴う発掘調査を行い、市町の負担軽減を図りました。



写真：石巻文化センターの文化財レスキュー活動(石巻市)

平成25年度

前年度に引き続き、国県市町村指定文化財及び国登録文化財に対する修理修復事業の補助を行い、旧登米高等尋常小学校や持福院観音堂、大徳寺不動明王坐像、山畑横穴墓群等の20件の修理修復が完了しました。

また、特別名勝松島の指定地内で復旧復興事業を円滑に推進するために、松島の文化的価値と復興計画の両立を図ることが必要とされ、従来は国が判断を行っていた、指定地内の現状変更許可の一部権限委譲を受けて、宮城県文化財保護審議会松島部会を設置し、事業者からの申請を適切にかつ迅速に判断する体制が始まりました。そのほか、復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施しました。前年度よりも多く全国から専門職員の派遣職員を受け調査体制を強化し、三陸沿岸道路建設や常磐線建設などに伴う発掘調査を行いました。また、沿岸市町の高台移転事業等に伴う発掘調査を行い、市町の負担軽減を図りました。

そのほか、平成25年10月に、慶長遣欧使節が石巻市月浦を出帆してから400年の節目を迎えることから、慶長遣欧使節の果たした歴史的な偉業を国内外に広く発信し未来へと引継いでいくため、平成24年12月に、関係団体が連携して実行委員会を設立していましたが、平成25年は、記念フォーラムや記念式典等の各種イベントを行い、先人に倣い、復興へ歩み続ける宮城をアピールしました。



写真：慶長遣欧使節出帆400年記念式典(石巻市)

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 文化財の保存・継承を通じた地域文化の振興
- 子どもたちの創造性を育む文化芸術事業の実施

■文化財レスキュー活動

●石巻文化センター（石巻市）

津波により、センター1階にあった収蔵庫はその多くが天井まで海水に浸かりました。周辺から流れ込んだパルプや木材などに行く手を遮られながらも、国・宮城県・石巻市の垣根を越え、人員総出でレスキュー活動が行われました。



●南三陸町荒澤神社 経巻（南三陸町）

藍染された紺紙に金泥で記された大般若経で、中尊寺にある同様のお経と仲間になるものです。海水で水損しており、紙の厚さは0.1ミリメートル前後と薄いため、慎重な取扱いが必要でした。また、塩水が藍染にどのような影響を及ぼすのか、という未知の問題に直面しながら、修復を行いました。



●名取市熊野那智神社 懸仏（名取市）

熊野那智神社の収蔵庫が地震によって被害を受け、国の重要文化財や県指定文化財である懸仏約140点がレスキューされました。震災前から東北歴史博物館の総合展示室で展示されていた懸仏は、那智神社からお借りしているものでした。



第7節 防災・安全・安心

第1項 防災機能の再構築

被災直後の状況

今回の震災では、沿岸部において、一部の自治体庁舎が津波による流失・損壊などの被害を受けたほか、内陸部も含めた多くの市町において、停電や建物損壊等の被害を受け、行政機能が損なわれる事態となりました。加えて、情報インフラについても一時的に機能しない地域があったことから、被害状況等の把握に影響が出ました。

沿岸部の市町では、消防・防災施設や緊急車両等も津波で流失したほか、避難誘導などを行っていた消防団員等も多く犠牲になりました。また、沿岸部では、医療施設が被災したほか、避難所や防災拠点に指定されていた学校などの公共施設も多く犠牲になりました。一方、多くの被災者においても、停電等の影響で、震災情報を得ることが困難な状況にありました。

避難所に身を寄せた避難者は、ピーク時には320,885人(平成23年3月14日)となり、食糧等の支援物資が不足する状況も発生し、さらに、救援物資の受入体制に混乱が生じるなど、様々な面で想定を超える事態となりました。

また、女川原子力発電所周辺地域の放射線・放射能の監視・測定機関である原子力センターが被災し、放射線・放射能の測定機器類が滅失するなど、甚大な被害を受けました。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故により、放出された放射性物質に対する県民の不安をはじめ、学校等の教育現場への放射性物質の汚染、農林水産物等への影響や被害など、県民生活のあらゆる面への影響が懸念されました。



写真：震災後の石巻市北上支所(石巻市)

課題

沿岸部を中心に自治体の庁舎が被害を受け、通信手段を一時的に失うなどの事態が発生したほか、職員自身が被災者という状況であったため、多くの市町村で混乱が生じ、行政機能が低下する事態となりました。また、想定以上の被害となり、多くの被災者が避難所に殺到したため、備蓄していた食糧等が不足する事態となる避難所もありました。



写真：震災後の南三陸合同庁舎(南三陸町)

また、女川原子力発電所周辺地域について、応急的な監視・防災体制を早急に構築するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応のため、全県的な放射能等監視施設及び原子力防災対策拠点施設の整備を行うことが必要となりました。

さらに、福島第一原子力発電所事故を受け、再生可能エネルギーの利用などのエネルギー利用のあり方や原子力発電所の安全対策等をさらに検討し、国に対する申し入れも必要でした。

また、東日本大震災を踏まえ、これまで実施してきた防災対策を一層強化させ、安全・安心に暮らせるみやぎの県づくりのため、各防災計画や対策など見直し等が必要となりました。



写真：震災後の原子力センター(女川町)

復旧期における取組

復旧期においては、被災市町村の機能回復を図り、地域防災の担い手となる消防団や水防団の再整備を支援したほか、災害対策の拠点となる庁舎、車両及び情報インフラの早期復旧を図りました。

特に、災害時における情報通信を確保するため、衛星通信などの通信手段を組み合わせた災害に強い通信ネットワークの構築を進めました。

また、今後の災害に備えた食糧等の備蓄を進めたとともに、津波被害地域においては、応急的な復旧が必要なことから、当面の措置を講じました。これらの復旧整備に当たっては、被災市町村の意向や専門家の意見を踏まえ、関係機関連携のもと、被災市町村のまちづくりの方向性と整合させながら、建設場所の選定や再建整備に向けた必要な支援を行いました。

女川原子力発電所周辺地域の原子力防災体制について、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]の修正・充実を図るとともに、関係市町と連携して原子力防災訓練を実施し、計画の実効性の確認を行いました。また、放射線測定機器等の防災資機材を整備するとともに、被災した原子力センターやオフサイトセンターの再建に取り組みました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による県民の不安を解消するため、学校等も含めた全市町村での放射線量測定を行うとともに、食の安全・安心確保の観点から、農林水産物の放射能検査体制の整備や風評被害を払拭する取組を行うなど、全庁的な原子力災害対応体制の再構築を図りました。加えて、「放射線・放射能に関するセミナー」を開催するなど、県民に対し、放射線・放射能に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、汚染状況重点調査地域指定市町の除染業務が円滑に推進するよう支援しました。

さらに、エネルギー利用のあり方の検証や原子力発電所の安全対策、放射能等に関する情報発信体制の確立などについて、国に対し、原子力発電に関する責任を果たすよう、申し入れました。

① 被災市町村における行政機能の回復

〈復旧期における取組のポイント〉

- 職員派遣や事務の受託による市町村支援
- 市町村や一部事務組合への災害復旧資金の貸し付け

平成23年度

震災により、県内市町村は沿岸部を中心に、大きな被害を受け、中には、庁舎が津波により流されるなどの被害を受け、行政機能が低下した市町村もありました。そのため、県では、市町村の行政機能回復に向けた総合的支援として、震災で壊滅的な被害を受けた市町村に対して、必要に応じて、職員派遣や事務の受託を行いました。平成23年度では、県の職員を延べ約21,200人派遣(うち自治法派遣11人)、全国の地方公共団体からの職員派遣も約184,000人受けたほか、12市町から22の事務について受託しました。

また、震災により甚大な被害を受けたことで臨時に多額の資金需要が生じ、一時的な資金繰りに支障を来している市町村及び一部事務組合に対して、市町村復興資金(災害復旧資金)を貸し付けました。16市町から資金借入れの申し出があり、各団体の財政状況及び被害状況等を勘案して、50億円の貸付を実施しました。



写真:南三陸町役場仮設庁舎(南三陸町)



写真:山元町役場仮設庁舎(山元町)

平成24年度

前年度に引き続き、震災により壊滅的な被害を受けた市町村の行政機能の回復を図るため、必要に応じ、マンパワーの確保や事務の受託による支援を行いました。平成24年度は、宮城県職員の派遣26人、宮城県任期付職員126人を派遣したほか、県内市町村及び全国の地方公共団体、国から730人の職員派遣を受けました。また、新たに3市町から3事務について受託しました。

同様の市町村支援として、甚大な被害を受け臨時に多額の資金需要が生じたことにより一時的な資金繰りに支障を来している市町村及び一部事務組合に対して、市町村復興資金(災害復旧資金)を貸し付ける事業も引き続き行い、9市町から要望があり、各団体の一次借入金限度額及び収支見込みなどを勘案して、40億円の貸付を実施しました。



写真:派遣職員への辞令交付式(県庁)

平成25年度

前年度に引き続き、市町村の行政機能回復に向けた支援を行い、平成25年度は、宮城県職員は最大45人、宮城県任期付職員は新規76人で合計202人を派遣しましたほか、県内市町村及び全国の地方公共団体、国からの職員派遣は最大962人に及びました。また、平成23年度及び平成24年度に市町から受託した事務を継続して実施しました。

前年度同様、市町村復興資金(災害復旧資金)の貸付を引き続き行いました。2市町から要望があり、各団体の一次借入金限度額及び収支見込みなどを勘案して、9億円の貸付を実施しました。

■表:県内市町村の本庁舎の被災状況

全壊	津波	石巻市(総合支所・支所)、塩竈市(分庁舎)、女川町、南三陸町(防災対策庁舎)、亶理町(2支所)
	地震	亶理町、山元町
一部損壊等	津波	塩竈市保健センター、気仙沼市(ワン・テン庁舎1階部分)
	地震	仙台市、塩竈市(本庁舎)、名取市、松島町、七ヶ浜町、白石市、角田市、栗原市、大崎市、蔵王町、村田町、柴田町、川崎町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、美里町

■表:全国自治体等からの応援職員の派遣状況(平成26年3月1日現在)

区分	事務	技術								合計
		土木	建築	電気	機械	農業土木	医師・保健師	文化財	その他	
宮城県	51	80	16	4	2	61	4	24	14	256
市町村	423	370	78	10	7	17	12	10	27	954
合計	474	450	94	14	9	78	16	34	41	1,210

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 被災市町村における復興事業等に従事する職員不足への対応

② 防災体制の再整備等

〈復旧期における取組のポイント〉

● 消防・防災施設等の復旧・強化

● 情報伝達・情報通信基盤の再構築 ● 大規模災害に備えた資機材等の整備

平成23年度

被災した消防庁舎や多くの消防車両を早急に復旧させ、消防力の回復・増強を進めました。国の補助(*1)を活用し、全半壊した消防本部施設16施設中6施設、消防車両203台中138台(消防本部、消防団)を復旧しました。

被災した消防救急無線施設・設備の復旧にあたり、国の補助(*1)で、デジタル方式が認められたことから、12消防本部中9消防本部においてデジタル方式による無線整備を進めました。8月には「消防救急無線デジタルシステム電波伝搬調査・基本設計業務」を委託し、来年度中のネットワーク方針策定を決定しました。

県防災ヘリコプターは、津波で流失して使用不能となりましたが、早期回復を図るため、国に無償貸与を要請するとともに、民間からの貸与等により、救急活動を除く航空消防防災活動を行いました。一方、総務省消防庁では、平成25年3月に本県へ新たに防災ヘリコプターを無償貸与する手続きが進められました。

石油コンビナート周辺は、大規模な爆発が発生するなど、壊滅的でした。石油コンビナート等特別防災区域における防災体制を再構築・強化するため、全壊した県防災資機材センターの建替え及び県防災資機材の補充を行いました。

また、被災した地上デジタル放送の共同受信施設の復旧を支援しました。

今回は、これまでの災害対策の想定を上回る災害であったため、「宮城県地域防災計画」や「業務継続計画」等の見直しに係る検討を開始しました。

また、災害発生時に、災害時要援護者を安全かつ確実に避難させる体制確保のため、「災害時要援護者支援ガイドライン」の周知等を図るなど、市町村の取組を支援しました。

*1「消防防災施設災害復旧費補助金」、「消防防災設備災害復旧費補助金」等

平成24年度

消防施設の復旧及び消防救急無線施設設備のデジタル方式での整備が12消防本部中8消防本部で完了しました。

防災ヘリコプターによる航空消防防災活動は、民間施設を暫定的な活動拠点とし、民間ヘリコプターにより、救急活動以外の活動を継続しました。新しい管理事務所及びヘリポートは、県と仙台市の共同運行体制により整備することしました。

石油コンビナート等特別防災区域等における防災資機材センターの建替えが完了しました。

大規模災害時の関係機関間の連携強化に向けて、消防学校の通信機能の強化や訓練ネットワーク及び災害シミュレーションシステムを構築しました。

「県防災行政無線ネットワーク」は、無線局の復旧や第二代衛星無線への更新とともに、来年度の工事着工となりました。

また、津波により流出した5箇所(*2)の震度計を復旧しました。

自治体の防災情報をテレビ等のメディアへ配信するとともに、市町村や放送各社に協力を要請しました。

新しいまちづくりと一体的に地デジ受信環境を整備するため、ICT復興促進連絡会議に参加し、関係者間の課題や取組方針の共有化を図りました。

緊急時の県内市町村派遣職員用の衛星携帯電話49台を配備しました。

震災対応で使用した発電機等の防災用資機材の補充・拡充を行い、各地方振興事務所に配備しました。震災の経験・検証結果等に基づき、災害対策本部要項等の防災体制関係法規の全庁的な見直しを行いました。

*2 石巻市雄勝、石巻市北上、南三陸町志津川、南三陸町歌津、女川

平成25年度

前年度に引き続き、消防施設や消防車両の復旧、デジタル方式での消防救急無線施設設備の復旧、新ヘリポートの建設に向けた準備を行いました。なお、県防災ヘリコプターは、総務省消防庁から無償貸与を受け、平成25年8月から救急活動を含めた全ての航空消防防災活動を行っています。

また、防災・減災や地域住民の安全を確保する「災害情報配信システム構築事業」も引き続きおこない、当年度において、県総合防災情報システムと公共情報コモンズ(現:Lアラート)との連携システムの運用を開始し、防災情報を多様な情報媒体により迅速・確実に住民に伝達できる仕組みを構築しました。

平成25年度の新たな取組としては、震災直後、国や他の自治体等から受け入れた、医療チームや消防・警察自衛隊等の効率的な配備及び救援物資の適時適切な集配をスムーズに行えなかった経験を踏まえて、こうした活動の中核的機能を担う広域防災拠点の整備に向けて、基本構想及び計画を平成26年2月に策定しました。

災害時においても、業務を停止する範囲を最小限とするため、業務継続を、今回の震災を踏まえて再点検して改善するなど、災害対応力の強化・向上に努めました。



写真:県防災航空隊

再生期に向けた課題と取組の方向性

● 広域防災拠点の整備推進

● 消防・防災施設の機能強化・充実

③ 原子力防災体制等の再構築 〈復旧期における取組のポイント〉

- 女川原発の監視・防災体制の再構築 ● 全県的な放射能等監視施設及び原子力防災対策拠点施設の整備
- 学校等も含めた全市町村での放射能測定など、県民の不安解消に向けた取組推進
- 全庁的な原子力災害対応体制の再構築

平成23年度

女川原子力発電所周辺地域の安全・安心の確保を図るとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応を踏まえ、放射能観測機器の復旧及び県内全域に45基のモニタリングポストの配備を行うなど県内全域における原子力防災体制を整備しました。また、女川原子力発電所周辺の放射能監視体制を復旧したほか、津波で壊滅した原子力センターを平成24年1月から産業技術総合研究所に移設し、放射能監視体制の整備を行いました。

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については、庁内に事故被害対策本部を設置し、基本方針及び実施計画を策定するとともに、県内産業界等関係者を構成員とするみやぎ県民会議を設置し、事故被害対策に係る総合調整や情報共有を行いました。また、測定機器の整備を進め、放射線・放射能の測定を行うとともに、放射能情報サイトみやぎを開設し、正確な情報を迅速に提供しました。

加えて、平成24年1月に全面施行された放射性物質汚染対処特措法に基づき、県民の被ばくリスク低減のため、除染支援チームの派遣や除染講習会を開催するなど、市町村が行う除染対策事業に対する支援を行いました。

また、県産牛肉から暫定規制値を上回る放射性セシウムが検出されたことから、県産牛肉の放射性物質検査機器を整備するとともに、11月から食肉処理施設に保管された市場出荷前の牛肉の検査を実施したほか、県内で製造された牛乳の検査を実施しました。さらに、県内企業の輸出品の放射線量を測定し輸出継続を支援するため、東北大学等の協力を得て、放射性物質の測定を行うとともに、国内向けの農林畜産物検査のため、放射能測定器を1台配備し、検査を実施しました。

そのほか、「宮城県健康調査影響に関する有識者会議」を設置し、放射線による健康への影響や健康調査の実施の必要性についての検討を行いました。

平成24年度

前年度に引き続き、県内全域の原子力防災体制及び女川原子力発電所周辺の放射能監視体制の整備を図り、平成24年度では、各種放射線測定装置を周辺自治体及び消防本部に配備したほか、緊急時連絡網装置を女川町、石巻市のほか、東部地方振興事務所等の関係機関にも配備し、原子力災害時の通信連絡体制の復旧を行いました。また、震災の影響により前年度開催できなかった女川原子力発電所環境保全監視協議会を3回開催し、震災後の環境放射能の測定結果を公表しました。

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については、国に対する要望の結果、中間指針第三次追補において、本県が農林漁業等の風評被害の対象地域に認められました。

また、みやぎ県民会議を開催し、市町村や関係団体等との連携を図りながら、事故被害対策の総合的な取組を推進したほか、県内全市町村に配備したモニタリングポストの測定結果のリアルタイム公開を開始するとともに、簡易型放射能測定器を市町村に配備し、住民が持ち込む食材について全県的な放射能測定体制を整備しました。

さらには、汚染状況重点調査地域指定市町の除染対策事業への支援や県内産牛肉の検査、放射能に関する正しい知識の普及啓発についても継続して行いました。



写真：モニタリングポスト

平成25年度

前年度に引き続き、県内全域の原子力防災体制及び女川原子力発電所周辺の放射能監視体制の整備を図り、平成25年度では、国の原子力災害対策指針の改定に伴い、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕を改正したほか、原子力防災訓練を平成26年1月29日に開催するなどしました。また、原子力施設から概ね30km圏内の自治体に衛星電話を配備するとともに、関係機関に各種放射線測定器及び防護服等の原子力防災用資機材の配備を行いました。

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については、みやぎ県民会議の構成員の意見を踏まえ、平成28年度までの取組とした実施計画(第2期)の策定や弁護士等による損害賠償研修会・個別相談会の開催などにより、損害を受けた民間事業者等の支援を行ったほか、県内の放射線・放射能の状況を、全県的にきめ細かに測定するとともに、測定結果の迅速でわかりやすい提供に努めました。また、汚染状況重点調査地域指定市町への除染対策事業の支援では、引き続き、除染支援チームの派遣や市町村職員向けの研修会の開催、測定機器の市町村への貸与を行いました。

■ 図：環境放射線測定局の配置



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 原子力防災体制の整備
- 放射能・放射線に関する県民の不安払拭

④ 災害時の医療体制の確保

〈復旧期における取組のポイント〉

●医療施設の耐震化

●大規模災害時医療救護活動マニュアルの見直しや実践的な防災訓練

平成23年度

今回の震災では、多くの医療施設が被災したことから、医療体制の確保がスムーズに行えませんでした。そのため、災害時の医療体制の確保に向けて、災害拠点病院及び二次救急医療機関となっている4つの病院の耐震化工事に対して補助を行いました。

また、今後発生し得る大規模災害に備えるため、救命救急センター等における自家発電設備を強化したほか、仙台市及び東北大学との共催により災害対策研修会を開催しました。さらに、DMATの養成のため、政府総合防災訓練にDMAT隊員を派遣しました。

今回の震災では、各医療機関の被災状況等に関する情報が錯綜するなど、スムーズな対応ができませんでした。そのため、大規模災害時に各医療機関が診察の継続に必要とする物資や人的支援について速やかに把握し、その支援体制を確保するための情報システムを整備し、災害モードの運用と広域災害医療情報システムへの接続を行ったほか、無停電電源装置等を整備しサーバー等の耐震性の向上を図りました。

平成24年度

災害拠点病院及び二次救急医療機関となっている病院の耐震化工事への補助を行ったほか、災害対策研修会や政府総合防災訓練、DMAT参集訓練へのDMAT隊員の派遣を行いました。

また、震災の教訓を踏まえ、「大規模災害時医療救護活動マニュアル」を改訂したほか、各医療機関の支援体制を確保するための情報システム整備については、当年度新たに携帯電話からの災害時情報入力機能を追加しました。



写真：保健活動支援チームの活動風景(気仙沼市)

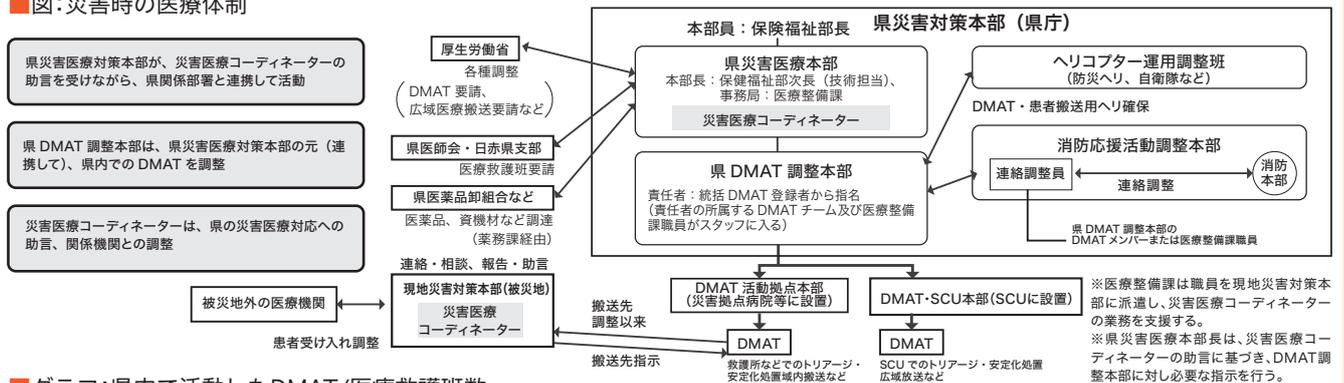
平成25年度

災害拠点病院及び二次救急医療機関となっている病院の建て替えに係る費用を補助しました。また、大規模災害時医療救護体制の整備に向けては、政府総合防災訓練やDMAT参集訓練に参加し、DMATの連携や大規模災害時医療救護活動マニュアルの実効性を検証しました。さらに、各種災害対策研修に参加し、災害に対する知識と意識を高める取組も行いました。

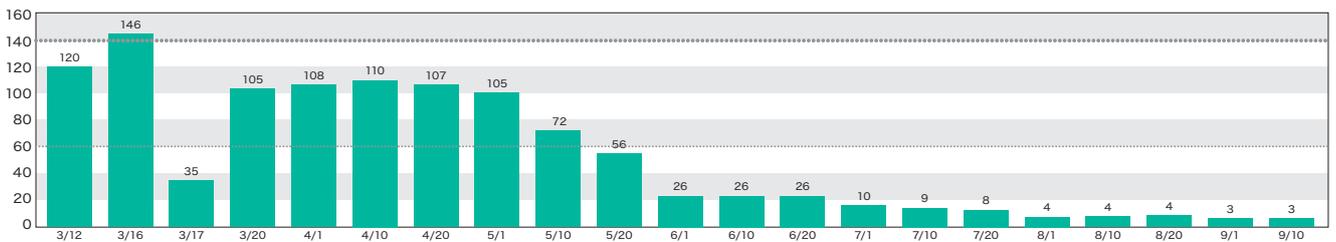
また、SCUに必要な資機材を整備したほか、支所を含む保健所9箇所にMCA無線端末機を整備しました。

さらに、各医療機関の支援体制確保のための情報システムについては、平成25年度末時点で135施設が参加し、県内全142病院のうち、約85%の121施設が当該システムを利用することになりました。

■図：災害時の医療体制



■グラフ：県内で活動したDMAT/医療救護班数



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 災害時医療体制の維持・確保
- 医療施設の耐震化促進
- 大規模災害に備えた活動マニュアル等の見直し及び実践的な訓練の継続実施

⑤ 教育施設における地域防災拠点機能の強化

〈復旧期における取組のポイント〉

●公立学校の防災機能及び地域防災拠点機能の向上

平成23年度

今回の震災では、多くの公立学校が避難所や防災拠点として活用されました。そのことを踏まえ、今後も、大規模災害の発生時には、小中学校及び県立学校等が一次避難所として、地域の重要な拠点となる事が想定され、教職員には、児童生徒等の安全確保に加え、初動時の避難所運営、避難者の支援等多様な業務への対応が求められます。学校内の防災教育等を推進するとともに、地域との連携を図り、学校を拠点とした防災に強い地域づくりを推進するため、学校での防災教育などの推進的役割を担う教員を対象として、県内3会場で緊急的に研修会を実施し、災害時に必要となる防災教育などに関する教員の資質能力を養成する取組を行いました。

平成24年度

全国に先駆け、県内すべての公立学校(小・中・高校・特別支援学校)に防災主任を、そして地域の拠点となる学校に防災担当主幹教諭を配置しました。地域の特性や学校の実情に応じ、防災拠点としての学校の防災機能を整備するとともに、地域との連携を図り、学校における防災教育等に係る推進的役割を担う防災主任と、その役割に加えて、地域内の学校や市町村教育委員会及び市町村担当部局と連携を図り、地域の拠点校として防災教育の先進的実践の取りまとめや啓発、情報の共有及び提供をする防災担当主幹教諭に対して、研修会を実施し、防災教育に関わる教員の資質能力の向上を図りました。

また、前年度から行っている「防災拠点としての学校づくり事業」では、志津川高校の備蓄倉庫をモデルとして選定し、復興交付金を活用した備蓄倉庫の整備(平成26年度完成)、発電機などの災害対応資機材等の備蓄等を行いました。

平成25年度

前年度に引き続き、防災教育等の推進的役割を担う教員等の研修会を実施し、学校における防災教育の体制づくりを行うとともに、防災担当主幹教諭を県内全ての市町村の小中学校60校に配置し、学校間の連携による防災訓練や地域と連携した防災訓練の実施を推進しました。

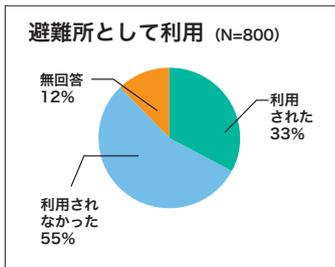
また、「防災拠点としての学校づくり事業」では、県立学校と関係市町との間で、避難所の利用等にかかる協議を行い、基本協定・覚書の締結等を進め、平成25年度末現在、12市町26校と基本協定を締結しました。



写真：志津川高等学校備蓄倉庫(南三陸町)

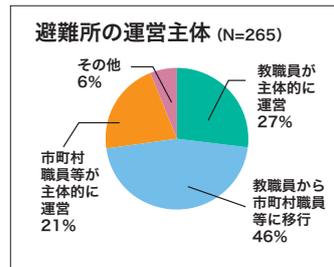
■「東日本大震災における学校等に関する調査(宮城県分)」調査結果(抜粋)

①避難所としての利用状況



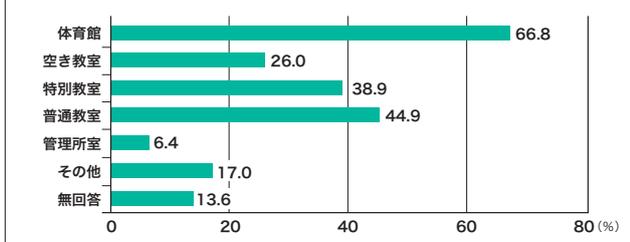
・避難所の運営について回答があった800校等の33%(264校)の学校等が避難所として利用された。
・避難所となった学校等の67%(536校)で体育館が避難所として利用され、45%(360校)で普通教室が避難所として利用された。

②避難所の運営

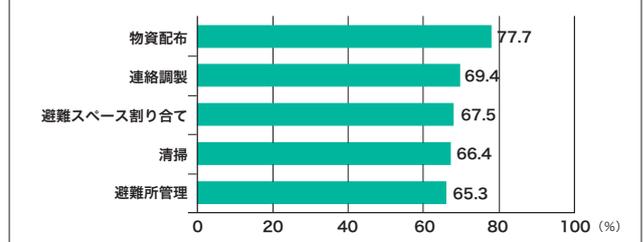


・避難所を運営する主体は、「当初は教職員が主体的に運営したが、その後、市町村職員、住民自治組織に運営が移行した」学校等が最も多く、46%(122校)を占めた。
・教職員が主体となって従事した避難所の運営業務として、「物資配布」「避難所内及び関係機関との連絡調整」「避難スペースの割り当て」「清掃」「施設解錠などの避難所管理」をあげた学校等の割合はいずれも高く、65~78%を占めた。

避難所として利用された施設 (N=265・複数回答)



教職員が従事した避難所の業務 (N=265・複数回答)



再生期に向けた課題と取組の方向性

●市町村や地域コミュニティ関係機関との連携による公立学校の防災機能及び地域防災拠点機能の強化

第7節 防災・安全・安心

第2項 大津波等への備え

被災直後の状況

今回の津波は、巨大な津波高と広範囲の浸水域、内陸の奥域まで浸水域が拡大するなど、従前の想定をはるかに超える規模の津波でした。

多数の死者・行方不明者が発生し、多くの住家が流出したため、最大32万人を超える被災者が避難所での生活を余儀なくされました。

津波の破壊力は、建築物や自動車、船舶などを押し流し、大量の漂流物が発生したほか、破壊された石油タンクから漏れた油による火災の発生など、未曾有の被害をもたらしました。

沿岸部では、低地部に形成されていた集落全体が被害を受けたところもあり、産業の停滞や経済的損失も甚大でした。

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われていましたが、今回の巨大津波を防ぐことはできませんでした。地震発生後の津波警報の周知や伝達、その後の避難行動など、従来の想定が実際と大きくかけ離れていたため、対応に多くの課題を残しました。

課題

東日本大震災は、地震動の範囲、津波高、津波の範囲、浸水域など、従来の地震・津波の想定とは、大きくかけ離れていたことが、被害を拡大させた要因の一つであることは否めませんでした。

沿岸地域では、「地震が起きたら即高台へ避難する」といった言い伝え等により、多くの方々が高台に避難しましたが、実際に発生した津波が想定をはるかに超えていたために、避難場所からさらに高い場所への避難が必要になったり、従来のハザードマップ等が安心材料となるなど、甚大な人的被害につながりました。

こうしたことから、今回の大震災を踏まえ、これまでの想定のコセガキ方を根本的に見直すなど、防災対策全体の再構築が必要となりました。



写真：津波避難訓練（南三陸町）

復旧期における取組

今回の津波の経験や教訓、地域における歴史的な観点を踏まえ、大規模地震の発生時に海岸や河川等の危険区域において迅速かつ適切な避難行動がとれるよう防災教育を推進しました。

また、市町村や関係機関と連携して、様々な機械を通じて県民の防災意識の醸成を図りました。

また、より詳細で実用に即したハザードマップ整備を支援しました。

さらに、被災市町のまちづくりの方向性と整合を図りながら、大津波でも被害に遭わないように、住宅や公共施設等を高所へ移転誘導するなど、抜本的な津波対策の推進を図りました。23年10月に策定した「県震災復興計画」において、津波対策を踏まえた基本的な復興のイメージを、「三陸」「石巻・松島」「仙台湾南部」の3地域に分けて示しました。

リアス式海岸で平地が少ない「三陸地域」については「高台移転・職住分離」、なだらかな海岸線の背後に平地が広がる「仙台湾南部地域」は、「多重防御」、石巻・松島地域は、その併用とすることとしました。



写真：津波に飲み込まれた塩釜漁港（塩釜市）



写真：津波に飲み込まれる住宅地（女川町）



写真：浸水した気仙沼市幸町の市街（気仙沼市）



写真：防潮林をなぎ倒す津波（仙台市）



写真：工場を飲み込んだ津波（多賀城市）



写真：がれきで埋めつくされた水田（名取市）

① 津波避難施設等の整備等

〈復旧期における取組のポイント〉

- 津波避難に資するための建築物の建築、改修
- 津波避難タワーの建設
- 津波避難誘導に資する施設整備の支援
- 避難施設等特定建築物の耐震化促進

平成23年度

県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、倒壊の危険性が高いとされている昭和56年5月以前に建てられた木造住宅等の耐震診断・耐震改修に対し助成等を行い、耐震化を促進しました。関係市町村の耐震診断件数を増やしたいとの要望や地震の影響による職人不足の状況から、耐震改修工事費用を耐震診断に振り替えて事業を進めるなどして、1,437件の耐震診断、228件の耐震改修工事を行いました。



写真：津波避難タワー（石巻市）

平成24年度

災害時の必要物資等の調達を円滑に行うため、災害時に支援をいただく企業団体等との防災協定や、災害支援目録への登録企業の拡大を図りました。防災協定については、新たに16件締結したほか、災害支援目録については、新たに1企業を登録しました。

地震や津波など災害に関する基礎知識等の普及や地域における危険箇所の把握に向けた防災マップの作成支援等を行いました。出前講座に加えて、震災2周年にあわせて県政だより3月号に防災への備えを掲載するとともに、地域での防災マップ作成に講師派遣を幹旋し、マップ作成のための講習会を受講し、指導体制を拡充しました。

さらには、東日本大震災の教訓や本県におけるこれまでの防災に対する取組等を踏まえ、さらに国の防災基本計画の修正内容も反映させ、「宮城県地域防災計画」の見直しを行いました。

平成25年度

防災協定・災害支援目録の充実を前年度に引き続き行い、平成25年度では、9件の防災協定締結と1件の災害支援目録登録を行いました。さらには、津波に対する意識啓発のため、出前講座を前年度から継続して行い、7回の講座に対し、393人が受講しました。

新たな取組として、震災を踏まえ、今後、沿岸市町において策定する津波避難計画に役立てるため、「津波対策ガイドライン」の再構築を図る「津波対策ガイドライン再構築事業」を実施し、津波襲来時に住民等が円滑な避難を可能とするためのソフト対策について整理し、沿岸市町が策定する津波避難計画の策定指針として、「宮城県津波対策ガイドライン」の見直しを行いました。

図：津波避難計画の概念図

出典：『宮城県津波対策ガイドライン』



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 津波避難施設の整備
- 津波に対する意識啓発

② 震災記録の作成と防災意識の醸成

〈復旧期における取組のポイント〉

- 震災記録誌の作成
- 防災意識の醸成

平成23年度

未曾有の災害となった東日本大震災の記憶を風化させることなく記録として後世に残すとともに、本県の防災対策への反映はもとより、他自治体等の災害対応の基礎資料として活用いただくことを目的に、記録誌「東日本大震災―宮城県の6か月間の災害対応とその検証―」を作成しました。同様に、震災の記憶の風化防止を目的として、後世に広く伝承していくための県民協働の取組や津波防災シンポジウム等を開催することにより、住民の防災意識の啓発に取り組みました。シンポジウムは、「東日本大震災社会資本再生・復興シンポジウム」として開催し、400人以上の参加を得ました。また、「3.11伝承減災プロジェクト」として、復旧・復興パネル展や沿岸の市町への津波浸水表示板の設置を行いました。

そのほか、県政広報展示室を活用し、震災発生から1年を期に企画展「東日本大震災から1年」を開催し、震災からの復興の歩みを紹介するパネルを展示したほか、被災者の方々や団体が作成したグッズを展示するなどしました。

平成24年度

前年度に引き続き、本県の災害対応の記録と検証を目的に、記録誌「東日本大震災(続編)―宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証―」、記録映像「東日本大震災～宮城県の記録～」を作成するとともに、県・市町村・消防機関等の対応等を対象とした検証記録誌の作成に着手しました。また、前年度に引き続き、津波防災シンポジウムを「歴史が伝える津波、歴史にしていこう津波」をテーマに開催し、250人以上の参加を得たほか、復旧・復興パネル展を実施し県民への意識啓発を図りました。



写真：首都圏フォーラム(東京都)

平成25年度

前年度に引き続き、震災の記憶の風化防止に向けた取組を行いました。東日本大震災の被害状況、発災から概ね1年間の県・国や市町村、自衛隊、警察、消防、ライフライン等関係機関の応急・復旧対応等を詳細に記録した「(仮)宮城県東日本大震災検証記録誌」の中間報告を取りまとめ、ホームページで公表したほか、県政広報展示室でのパネル展等も引き続き行いました。

東日本大震災が発生した3月11日を条例により「みやぎ鎮魂の日」としたことを機に、これまでの感謝と今後の復興に向けてのメッセージを新聞紙面全国版に掲載しました。

また、首都圏において、東日本大震災の風化防止と震災復興に対する全国からの幅広い支援の継続を訴えるため、岩手・福島・青森の被災各県と連携し、被災地の復興状況や復興に向けた取組を首都圏の住民及びマスコミに広く情報提供するフォーラムを開催し、首都圏の企業関係者を中心に550人が来場しました。

さらに、東日本大震災の風化防止、支援への感謝、中長期的な支援意識の醸成、県内の復興の気運の維持及び向上のため、情報発信の素材となるポスターを作成・掲示し、震災復興の広報・啓発に努めました。

■表：津波浸水表示板設置状況(平成26年3月31日現在)

市町名	仙台市	石巻市	塩竈市	気仙沼市	名取市	多賀城市
設置箇所	3	11	3	4	5	6
設置枚数	15	12	6	8	8	8
市町名	岩沼市	亘理町	山元町	松島町	七ヶ浜町	女川町
設置箇所	4	3	1	1	1	1
設置枚数	5	3	1	1	1	1



写真：津波浸水表示板

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 震災の記憶の風化防止の取組の推進

■ 県庁内の東日本大震災関連記録誌等の作成状況

No	作成部署名		資料名	発行年月	備考
1	総務部	危機対策課	東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－	H24.3	
2		危機対策課	東日本大震災(続編)-宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証-	H25.3	
3		危機対策課	(仮)「宮城県東日本大震災検証記録誌」(中間報告)	H26.2	
4	環境生活部	環境生活総務課	東日本大震災～宮城県環境生活部の活動記録～	H25.7	
5	保健福祉部	保健福祉総務課	東日本大震災～保健福祉部災害対応・支援活動の記録～	H24.12	
6		東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	石巻からの活動報告 -東日本大震災から1年の軌跡-	H24.3	
7		総務部交通防災課	石巻地域のリハビリ職それぞれの震災、そして新たな希望	H24.3	
8		東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	石巻からの活動報告～東日本大震災2年目の記録～	H25.3	
9		東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	石巻からの活動報告～東日本大震災3年目の記録～	H26.3	
10		気仙沼保健福祉事務所	東日本震災一年の記録	H24.3	
11		精神保健福祉センター	東日本大震災における心のケア～発災から10か月の活動記録～	H24.3	
12		経済商工 観光部	東部地方振興事務所 農業振興部	東日本大震災の記録 復旧期版	H26.3
13	産業技術総合センター		東日本大震災6か月の記録	H23.10	デジタルコンテンツとして HP上に公開
14	農林水産部	農林水産総務課	東日本大震災～発災から1年間の災害対応の記録～	H25.6	
15	土木部	事業管理課	東日本大震災の記録(暫定版)	H23.9	
16		事業管理課	東日本大震災 1年の記録 (みやぎの住宅社会資本再生・復興の歩み)	H24.3	
17		事業管理課	東日本大震災 職員の証言(想い)	H24.3	
18		事業管理課	東日本大震災 復興元年 半年の記録 (みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み)	H24.10	
19		環境生活部	東日本大震災 2年目の記録 (みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み)	H25.7	
20		下水道課	甕れみやぎの下水道～東日本大震災からの復旧の記録～	H25.3	
21		大河原土木事務所	大河原土木事務所 東日本大震災 2年の記録	H25.3	
22	仙台港背後地土地区画 整理事務所	復旧・復興の記録 【完結版】	H26.3		
23	出納局	会計課	東日本大震災の記録	H24.0	
24	企業局	公営事業課	宮城県企業局災害復旧の記録(出納局各課別対応事例)	H24.5	Webのみ
25	教育庁	総務課	東日本大震災に係る教育関連記録集	H24.4	Webのみ
26		総務課	3.11からの復興 絆そして未来へ 東日本大震災 二年間の記録	H25.3	宮城県小学校長会・ 仙台市小学校長会発行
27		図書館	宮城県図書館における東日本大震災の被災・復旧の記録(暫定版)	H23.9	

第7節 防災・安全・安心

第3項 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化

被災直後の状況

東日本大震災は、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部に加えて、内陸部においても地震による建物等の損壊や、停電や断水など、ライフラインが途絶するなどの被害が発生したことから、全県において、各地域の集会施設などには、多くの住民が避難しました。

被災地では、発災直後より、多くの自主防災組織による避難誘導や安否確認、避難所における施設管理や食料・物資の確保、炊き出しなどが行われました。

また、震災直後、市町村職員は各種の災害対応業務に追われ、避難所運営に携わる事が困難な地域もあり、そうした地域の避難所では、避難している住民の中から自然に発生した運営ボランティアや施設職員、学校の教員などが運営にあたる場所もあり、子どもたちの多くも、様々な場面で、避難所を支える活動を手伝いました。



写真：避難所の受付



写真：避難所での炊き出し

避難者数		3/8 現在					
地区	室戸	月浜	大浜	室浜	合計	職員	総計
男	1201	50	38	105	3/3	7	320
女	1381	53	24	85	300	3	303
計	2582	103	62	190	613	10	623

写真：地区毎の避難者数が書かれたボード

課題

今回の震災では、日頃からの備えの大切さと地域コミュニティでの住民相互の助け合いが大きな役割を果たすことを、改めて認識させられました。

災害はいつ、どこで発生するのか、ととても予測が難しいという状況下で、地域防災力の強化は不可欠であり、自主防災組織に対する期待は高まっていますが、一方で、県内の各地域では、高齢化など、自主防災組織の担い手が不足し、また、各自主防災組織の活動内容も様々であるなど、震災教訓を踏まえた地域防災体制の再構築とともに、検討が必要となりました。



写真：避難所で配給された夕食



写真：消防団員の避難所での活動(東松島市)



写真：避難者であふれかえった多賀城市文化センター

復旧期における取組

大規模災害が発生した場合、公共の防災機関だけでは、対応は困難であるため、住民による自助・共助の防災対応が必要であるということを、今回の震災により教訓として得ることができました。このため、復旧期においては、木造住宅の耐震化を促進したほか、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと自治会や町内会など地域住民等で組織される自主防災組織の活動が重要であると再認識されたことから、今回の震災の記憶と教訓を語り継ぐ場を設けることなどを通して住民意識の醸成を行いました。また、市町村と連携して組織づくりやリーダーの育成を推進するなど、活動の充実に向けた支援を行いました。



写真：避難する人々(多賀城市)



写真：登米市役所(登米市)



写真：避難所(石巻市)

① 地域防災リーダーの養成等

〈復旧期における取組のポイント〉

●地域防災リーダーの養成

平成23年度

震災発生時、その後の避難生活などを通じて、多くの県民は、日頃からの備えと身近な地域における人と人とのつながりの大切さを再認識しました。

一方で、震災の影響により、防災リーダー（宮城県防災指導員等）の養成は中止を余儀なくされました。



写真：自主防災組織の活動（栗原市）

平成24年度

企業や地域において防災活動の中心となる防災リーダーの育成を支援し、自主防災組織の育成、防災訓練への参加促進、防災教育の充実を図る取組として、平成24年度は地域防災コースを18回及び企業防災コース5回を開催するなど、759人を養成しました。また、防災指導員に認定された住民を対象にフォローアップ講習を5回開催して、226人が受講し、防災指導員のスキルアップを図りました。

併せて、警察においても防災・防災に配慮した安全・安心な地域社会の構築を図るため、県が実施する防災リーダー養成等の事業や防災訓練、避難訓練等を通じた防災体制確立に関して、警察的見地から連携等を行う取組として、災害対策担当者研修会の実施や、災害警備担当者に対する警察学校教養の実施を行いました。

また、地域防災計画の再構築や防災マップの作成支援も行いました。



写真：救助訓練の様子（仙台市）

平成25年度

前年度に引き続き、防災リーダーの養成に向けた取組を行ったほか、地域防災計画の修正や防災意識の啓発を行いました。

平成25年度では、新たな取組として、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策や避難所運営に関するリーフレット「男女共同参画・多様な視点 みんなで備える防災・減災のてびき」を50,000部作成し、普及啓発を図りました。また、リーフレットを用いた講座「男女共同参画・多様な視点での防災対策実践講座」を開催し、男女共同参画の視点での防災対策等を地域住民に普及するためのリーダーを養成する取組も行いました。



写真：DIG（災害図上訓練）の様子（仙台市）

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 東日本大震災時における自主防災組織の活動実態調査を行い、防災指導員養成講習や各地域の自主防災組織の活動への活用
- 防災リーダーの養成

② 木造住宅等の震災対策

〈復旧期における取組のポイント〉

●木造住宅等の耐震診断及び耐震化の促進

平成23年度

県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断・耐震改修に対し助成を行い、耐震化を促進しました。関係市町村の耐震診断件数を増やしたいとの要望や地震の影響による職人不足の状況から、耐震改修工事費用を耐震診断に振り替えて事業を進めました。

平成24年度

県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅等の耐震診断・耐震改修に対し助成等を行い、耐震化を促進しました。

平成25年度

県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断・耐震改修及び指定避難所の耐震診断に対し助成を行い、耐震化を促進しました。

■図:「みやぎ方式」による木造住宅耐震助成の概要

昭和56年5月以前に建てられた木造戸建て住宅

① 耐震診断助成

住宅の耐震診断の費用は一般的に15万円程度かかりますが、補助金を利用すれば、

自己負担額は、8,300円^{※1}となります。

(床面積が200㎡を超える場合は、自己負担割増があります)
 ※1 仙台市にお住まいの方は、自己負担額17,280円です。
 ※2 70㎡ごとに10,300円加算されます。(上限は30,900円)
 仙台市にお住まいの方は、自己負担の割増はありません。

一般診断

・現地調査や聞き取りをもとに専門家が診断します。

改修計画

・壁の補強、位置などの改修計画を立てます。
 ・改修工事の概算費の産出もおこないます。

② 耐震改修工事助成

補助額 15～95万円/戸
 (市町村によって異なります)

同時に住宅のリフォーム工事を行った場合
最大10万円/戸を上乗せ補助
 (市町村によって異なります)

改修設計

改修計画をもとに関連工事など検討します。

建替

診断や改修計画によっては、建替の選択も考えられます。

改修工事

安全性を確保した上で、見栄えなどを重視せずに改修すれば、150万円程度の工事費を90万円程度に抑えられる場合があります。

※助成制度(補助金)については、市町村によって異なる場合がありますので、お住まいの市町村の建築担当窓口へお問い合わせください。建替でも補助金対象になる場合があります。

再生期に向けた
課題と取組の方向性

●昭和56年5月以前に建てられた木造住宅等の耐震化促進

■東日本大震災における自主防災組織の活動事例

第1節 環境・生活・衛生・廃棄物
第2節 保健・医療・福祉
第3節 経済・商工・観光・雇用
第4節 農業・林業・水産業
第5節 公共土木施設
第6節 教育
第7節 防災・安全・安心◆福住町町内会
(仙台市宮城野区)

平常時の活動

「できるだけ行政に頼らず、初期段階にかけては自分たちで乗り切る」ということを念頭に置き、災害時の役割分担や緊急時の連絡網を盛り込んだ防災マニュアルを作成している。また、災害時には何があってもこの人たちを守るという「重要支援者」を位置づけ、地図入りの名簿作成を実施。年1回行う防災訓練には、防災用品やライフラインを担う民間企業を招き、時代のニーズに即した講演や説明会を実施している。

- 活動地域：仙台市宮城野区福住町
- 地域の世帯：約650世帯(約1500名)※平成25年2月現在
- 地域の特色：台風や豪雨などの水害被害が多発している地域。町内会がそのまま自主防災組織になっており、平成15年度から本格的な防災活動を実施している。

東日本大震災時の活動

発災直後から、マニュアルに沿って安否確認や避難所運営を行った。町内会では、全国の町内会や民間会社と「災害時相互協力協定」を締結しており、震災の4日後には、食料が協定先の関係者から手渡しされた。これらの支援物資は「我々以上に大変な想いをしている避難所がある」との気持ちから、他の避難所に譲渡された。また、避難所にはメンタルヘルスケアを目的に、犬や猫、ウサギ、モルモットなどの動物も持ち込まれた。

成果と課題

普段から実施している訓練の成果が発揮され、「自分たちの街は自分たちで守る」「少なくとも72時間は行政に頼らない」という2つの目標が達成された。今後の課題は、防災訓練の参加者をさらに増やすことに会では考えている。現在4割程度の参加者を8割まで増やすことが目標だ。また、備蓄分の水は期限を過ぎても保管しておき、生活用水などとして使用したほうが良いということが分かった。

◆長袋沖自主防災会
(白石市)

平常時の活動

地区の青年会、子供会、婦人防火クラブ、自治会と連携して、年2回の防災訓練を実施。より参加者を増やすために、地域のイベントである「芋煮会」と同時に訓練を実施している。訓練の内容は主に3つ。1つは、おにぎりや芋煮を作る炊き出し訓練。2つ目は消火訓練。3つ目は避難所への避難と人員の把握を行う情報・避難訓練だ。情報・避難訓練では、あえて名簿を作らず、班員自身が担当住民を頭で覚えるよう促している。

- 活動地域：白石市福岡長袋地区の一部
- 地域の世帯：約436世帯(約1300名)※平成25年2月現在
- 地域の特色：白石城のやや北に位置する住宅地。独自に4つの避難所を設定し、避難所ごとに情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班を組織している。

東日本大震災時の活動

防災会では、東日本大震災が発生する前に、避難所の見直しを行い、より避難しやすい場所に設定しなおしていた。そのため、東日本大震災時にはスムーズに避難することができた。また、作成済みであったリストに基づき、高齢者の安否確認を実施。一軒一軒訪問を行った。訓練をいかして、炊き出しも協力して行った。普段から住民同士の交流があることの重要性を再認識できた。

成果と課題

避難所運営に関する課題が多く見受けられた。市の職員との意思の疎通や、ガソリンの調達、食料の分配など、さらにより良い方法を模索する必要がある。また、満足のいく高齢者リストの作成が困難だったため、すべての高齢者の安否確認ができなかった。また、避難所同士のコミュニケーションを円滑に行うため、無線機の購入を検討すべきである。防災マップと防災マニュアルの周知も必要だ。

◆鉄砲丁区親交会防災部
(登米市)

平常時の活動

「習うより慣れろ」というコンセプトをもとに訓練を実施。煙中脱出訓練、初期消火訓練、通報訓練、倒壊建物からの救出訓練、救急救命処置訓練など、毎年同じ防災訓練を同じ進め方で実施することにより、住民の防災意識の向上と災害時の行動を体で理解できるようにしている。また、区民安全掌握表を毎年10月に更新し、関係部長に配布。避難経路の道路マップも道路状況の変化に合わせて、随時更新している。

- 活動地域：登米市追町佐沼鉄砲丁区
- 地域の世帯：約320世帯(約700名)※平成25年2月現在
- 地域の特色：広大な平野に田園が広がる登米市の中心に位置する住宅地。住民の防災意識を高めるため、防災部が中心となり、訓練等を実施している。

東日本大震災時の活動

地震発生後、約30分後の15時15分には、「鉄砲丁区災害対策本部」を設置。貯水タンク(500ℓ)2基への注水を開始したほか、全区民の安全確認を実施した。また、炊き出しに必要な「薪くど」「鉄釜」「鉄鍋」を住民から借用し、各家庭から集めた白米、野菜で炊き出しを行った。夜には避難宿泊者のための石油ストーブを手配したほか、避難者の家庭を車で巡回。持病のある人の薬の準備ができたかなども確認した。

成果と課題

同区では、平日頃から、新年会やお茶会、温泉旅行などの行事開催のほか、4つのスポーツ愛好会が活動している。住民同士がコミュニケーションを深めているため、震災時も住民同士が自主的に活動し、スムーズに対応できた。また、避難者に対する広範囲な声掛けを行った。その結果、食肉工場に勤務している避難者から、「停電のため工場内の食肉が売り物にならない」との情報を得ることができ、食肉を譲り受けることができた。

第7節 防災・安全・安心

第4項 安全・安心な地域社会の構築

被災直後の状況

震災により、沿岸市町を中心に、警察署や交番・駐在所など214の警察施設が被害を受け、このうち、気仙沼、南三陸の2警察署、交番・駐在所等25箇所が流失、損壊により使用不可能となったほか、県運転免許センターや石巻免許センターが被災し、一時業務を停止しました。

また、震災による停電で、電源付加装置のある信号機を除いて、3,312基の信号機が一時滅灯したほか、沿岸部では518基が倒壊しました。そのため、発災の翌日から派遣された広域緊急援助隊(交通部隊)とともに、信号機が滅灯した交差点において、手信号等による交通整理、交通規制を行いました。

課題

治安維持体制の構築のため、被災した警察施設の整備が急務でした。

また、避難生活の長期化、復旧・復興の進展に伴う犯罪の質的・量的悪化や新たな犯罪の発生も懸念されたほか、被災地では、地域の安全・安心を支える仕組が失われるなどの環境の変化に伴い、被災者の安全・安心に対するニーズに変化が見られました。

復旧期における取組

市町の復興状況を注視しながら警察施設等の復旧及び機能強化を図るとともに、防災機能を強化した交通安全施設の整備を進めました。

また、被災者への防犯情報等の提供、被災地を中心としたパトロール活動の強化に加え、防犯ボランティア団体育成等により地域防犯基盤を強化し、防犯及び安全かつ円滑な交通環境に配慮した安全・安心な地域社会の構築を図りました。

■表：宮城県警察の被害状況

出典：『平成23年 警察白書』(H23.6.20)

(1)殉職

殉職	行方不明
11人	2人

(2)警察施設などの被害状況

警察本部	警察署	交番・駐在所	車両	船舶
1所	24署	120所	36台	2隻



写真：石巻警察署女川交番(女川町)



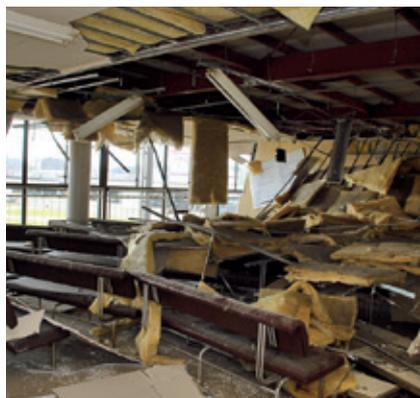
写真：南三陸警察署(南三陸町)



写真：石巻警察署湊交番(石巻市)



写真：気仙沼警察署(気仙沼市)



写真：運転免許センター(石巻市)



写真：南三陸警察署職員宿舎(南三陸町)

① 警察施設等の早期機能回復及び機能強化

〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災した警察施設の復旧・強化 ●津波により流出した各種装備品の整備

平成23年度

津波により流失した気仙沼、南三陸の2警察署は、平成23年10月1日から仮設庁舎での業務を再開したほか、使用不能となった25の交番・駐在所等についても、仮設庁舎の設置や、近接する警察施設を拠点として運用するなどして、治安維持の体制を早期確保に努めました。

また、多数の警察車両、警察装備資機材等も使用不能となったことから、被災した四輪車や白バイの整備、警備艇の修繕なども行いました。

平成24年度

平成24年度中は、津波による浸水被害のあった塩釜警察署や石巻免許センターの復旧工事を終えたほか、震災により一部損傷した警察施設の修繕工事も進めました。

震災では、多くの警察施設が被災しましたが、震災発生時においても、警察機能を維持できるよう施設機能を高める必要がありました。

このため、停電に備え、警察署に設置されている非常用発電設備についても、設置年や発電容量等を考慮しながら、災害時に安定して稼働できる設備に更新することとし、平成24年度中は、4警察署の設備を更新しました。

平成25年度

気仙沼警察署は、震災後、仮設庁舎での業務を行っていますが、警察署として十分な機能を有していないことから、新庁舎を建設するため、平成25年度中に造成工事に着手しました。

平成24年度からの継続として1警察署の非常用発電設備を更新したほか、一部損傷していた警察施設の修繕を完了しました。

また、大規模災害・重要突発事案発生時において、被災者の捜索や救助を行うための活動を効果的に実施するため、災害等救助活動用具等の整備を図りました。

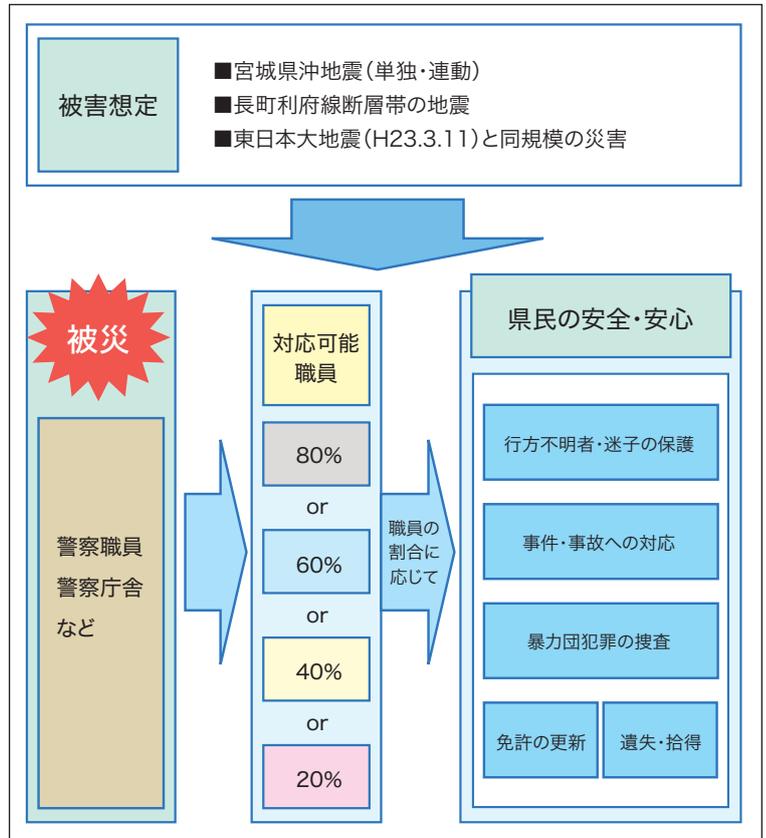


写真：気仙沼警察署仮設庁舎（気仙沼市）



写真：南三陸警察署仮設庁舎（南三陸町）

■図：宮城県警察本部業務継続計画



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 被災地の治安・防災体制の回復・充実

② 交通安全施設等の早期機能回復及び機能強化

〈復旧期における取組のポイント〉

● 震災に強い交通安全施設の整備

平成23年度

震災直後から、災害活動や復興事業等に從事する車両が県内に流入するなど、県内の交通環境は激変しましたが、信号機や道路標識は、これら車両の円滑な通行や交通事故防止のために必要であることから、早期の復旧に努めました。

また、コンクリート製信号柱の折損等による二次災害を防止するため、信号柱の鋼管柱化改良(114本)を行ったほか、信号灯器の節電、軽量化を図るため、信号灯器のLED化改良(224灯)などを行いました。



写真: 通行止め箇所で誘導する警察官(名取市)



写真: 車両による巡回

平成24年度

震災では、多くの信号機や道路標識等の交通安全施設が流出・折損するなど甚大な被害を受けたことから、今後の震災等に備え、防災機能を強化した交通安全施設の整備を推進する必要性がありました。災害時の人命救助や避難誘導、被災地への緊急輸送を速やかに行うため、停電時に信号機が滅灯しないよう、電源付加装置を設置(自起動式50基)するとともに、引き続き、信号柱の鋼管柱化改良(96本)、信号灯器のLED化改良(686灯)を行いました。



写真: 被災地での交通規制(名取市)



写真: 夜間パトロール

平成25年度

震災により滅灯した信号機は、道路の廃止等により整備ができない箇所を除き、平成24年度までに全ての復旧を終えました。

平成25年度中も、引き続き、停電時に信号機が滅灯しないよう、電源付加装置の設置(自起動式19基)、折損しない鋼管製信号柱への改良(113本)、信号灯器のLED化改良(344灯)を進めました。

また、被災市町の市街地整備事業区域や周辺道路において、新たに必要となる交通信号機、道路標識、道路標示を適宜整備しました。



写真: 交差点での手信号(石巻市)



写真: 交通安全教室

再生期に向けた
課題と取組の方向性

● 新しいまちづくりに合わせた総合的な交通規制や災害に備えた交通環境の構築

③ 防犯・防災に配慮した安全・安心な地域社会の構築

〈復旧期における取組のポイント〉

- 各種広報手段による積極的な生活安全情報の提供
- 被災地を中心としてパトロール活動の強化
- 防犯ボランティア活動の促進・活性化

平成23年度

震災後、不透明な社会経済情勢が続く中、避難生活の長期化、復旧・復興作業等の遅延等を背景とした犯罪の質的・量的悪化や新たな形態の犯罪発生が懸念されたほか、被災地では、地域の安全・安心を支える仕組みが失われるなどの環境の変化に伴い、被災者の安全・安心に対するニーズにも変化が見られました。

このため、警察では、特別派遣部隊と連携したパトロールや移動交番の開設、仮設住宅の集会場等を活用したふれあい活動などを実施し、犯罪の予防や変化する被災者ニーズの把握に努めました。

震災により、地域のコミュニティ活動の担い手が被災し、これまで住民や事業者等が主体的に取り組んできた安全・安心まちづくり活動の停滞が懸念されました。そのため、被災地の安全・安心まちづくりの再開を支援するため、被災地の中心となって活動する防犯ボランティア団体への支援を行ったほか、防犯意識の周知啓発のためのリーフレットの作成・配布、女性の犯罪被害予防のための周知啓発にも取り組みました。

また、今後の震災に備えるため、各自治体の防災計画、防災訓練の企画及び実施への参画並びに県庁内各部局、各自治体、消防等防災関係機関の災害担当者による定期的な会議に参画するなどの取組も行いました。



写真：仮設住宅における交通安全啓発活動

平成24年度

防犯パトロールや通学路における子どもの見守り活動、防犯広報活動等により、被災地区における犯罪防止に効果が見られ、刑法犯認知件数が平成2年以來、22年ぶりに1万件台(平成24年19,561件)となりました。

しかし、その一方で、高齢者等が被害者となる振り込み詐欺等が増加しました。

このため、警察では、仮設住宅等における移動交番の開設や一人暮らしの高齢者宅に対する訪問を実施し、引き続き、県民が不安を感じることや解決を望んでいるニーズの的確な把握を努めるとともに、「みやぎSecurityメール」を利用した情報の発信、高齢者世帯に対する「高齢者のための防犯ハンドブック」の配布などを行い、県民が犯罪被害を未然に防止するために必要な情報をタイムリーに発信しました。

地域コミュニティ活動への支援も継続して行い、平成24年度は、安全・安心まちづくり活動リーダーの養成講座を2回開催したほか、地域の安全教室へ講師を派遣するなど、地域の安全・安心まちづくり活動を促進しました。

また、防災リーダーの養成との連携もを行い、警察的見地からの研修も実施しました。

そのほか、JR東日本との合同災害対策訓練や仙台市総合防災訓練への参加等、多くの防災訓練に参加し、各関係機関との連携を深めました。

平成25年度

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が、平成14年以降12年連続で減少(平成25年19,367件)しましたが、振り込み詐欺等の特殊詐欺は、認知件数131件(前年比+58件)、被害金額5億4,100万円(前年比+2億3,700万円)と依然として増加しており、子どもや女性を対象とした声かけ事案等も増加しました。

警察では、県民の自主的な防犯意識の向上や地域の防犯基盤であるコミュニティ再生の取組を促進するため、地域防犯サポーターを中心とした防犯ネットワークづくりの推進や、自治体や関係機関・団体等と連携しながら、専門的なアドバイスをを行うなど、住民の自主防犯ボランティア活動の促進などに努めました。

また、地域防犯ボランティア団体に対しての防犯活動用品の貸与も行いました。

そのほか、関係機関の防災訓練への参加等も引き続き行い、関係機関との連携強化及び防災能力の向上にも取り組みました。

■図：みやぎSecurityメールの概要

概要	県内で発生した「犯罪発生情報」や犯罪被害に遭わないための「防犯情報」などを宮城県警がメールで配信
主な配信内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども及び女性の安全に関する情報 ・街頭における犯罪等の発生・検挙情報 ・多発する犯罪等に関する情報 ・自主防犯活動への活用情報 ・県警からのお知らせ など

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 防犯ボランティアなどの地域住民と協働した防犯対策の推進
- 復興に便乗した犯罪取締りの強化
- 地域住民の要望に応えたパトロールの促進
- 女性や子どもなどが被害者となる犯罪の抑止や少年の非行防止